
令和元年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和元年6月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年6月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第47号)
日程第3 議案の委員会付託
日程第4 追加議案上程 議案第56号 1件
日程第5 市長の提案理由説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第47号)
日程第3 議案の委員会付託
日程第4 追加議案上程 議案第56号 1件
日程第5 市長の提案理由説明
-

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鑓水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君	農林土木係長	出利葉弘樹君
林政係長	江上麻里子君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで瀧内学校教育課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） おはようございます。

昨日の一般質問におきまして岩淵議員のほうから出されました、幼稚園の職員の構成について

お答えができませんでしたので、回答をさせていただきます。

吉井幼稚園の職員構成ですけれども、正規職員として、園長1、教諭9、事務員1、非正規職員として、パートの教諭が2名でございます。

以上、報告させていただきます。

日程第1. 一般質問

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。8番、熊懷和明議員の発言を許します。8番、熊懷和明議員。

○議員（**8番 熊懷 和明君**） 皆さん、おはようございます。通告書に従って3つのことについて質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、木質バイオマス資源活用導入調査について伺います。

3年ほど前になると思いますが、木質バイオマスエネルギーとして、うきはアリーナ温水プール施設に導入を計画するものです。ということで、その後、委託料の増額もしていたと思います。その調査結果では、もとをとるには百数十年かかりますという調査報告であったと思います。そこで私たちが協力隊、森林組合と一緒に調査をしてきたことは、コンサルのほうには提出をしているということは聞いておりました。でも、小国町の担当職員の話では、お湯だけではエネルギー量としては35%程度で少ないので、発電も一緒に考えないと難しいということと言われておりました。

また、八女のべんがら村では、チップ材を、チップを燃料としたボイラー施設があり、25メートルのスライダープールや風呂のお湯としても利用しており、設備費は、十数年前になります。6,000万円ぐらいででき、半分は補助金、あとの半分は手出しでつくりました。今は黒字でやっているということも報告していました。

その調査結果は、委託先のコンサルに提出をしているとのことでしたが、その調査が生かされたのかということも含めて、（1）アリーナの温水プールの熱源の代替や農業施設のレインボーファームなどの加熱設備への導入可能性調査結果を再度伺います。

次に、26年の12月議会の質問のときには、市長は、竹チップ化等を地域資源として生かして考えたいと言っていました。私たちは、杉、ヒノキのチップなどは、病院、温泉などが燃料として使っているのに手に入らないのではないかと報告しておりました。その後、29年度は、地方創生推進交付金を活用して400万円近いお金で小規模事業の調査をやっているということを言っていました。

今後、チップ材や、まき、竹を燃料とした利用の考えも含めて、（2）温水プールでの木質バ

バイオマス利用を断念し、まきボイラー、まきストーブを取り組むことになった経緯と、杉、竹チップなどを燃料として利用する対策についても伺います。

以上のことについて伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、木質バイオマス資源活用導入調査について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきはアリーナなど公共施設への導入可能性調査の結果についての御質問であります。うきは市では、平成28年度に公益財団法人イオン環境財団の補助を受けて、木質バイオマスエネルギー利用調査及び設備導入計画の策定を実施しております。森林資源及び農業資源が豊富であるという、うきは市の特性を生かし、市内の木質バイオマス資源を利用したエネルギー供給システムを検討するとともに、公共施設等における木質バイオマスを利用した再生可能エネルギー利用設備導入の可能性について調査・検討をしたものでございます。

調査では、第1段階として、1つが白壁ホール、そして2つ目が市役所西別館のふれあい荘、そして3つ目がうきはアリーナ、4つ目がレインボーファームの、この4つの施設のエネルギー使用量を調査して、木質バイオマス利用施設の検討を行っております。そのうち、御質問のレインボーファームにつきましては、現状における熱利用負担額は電気と重油の併用で比較的高いのでありますが、細かな温度設定が必要なため、電力利用は必須であり、バックアップとしての重油利用の費用額が低く、経済性の効果は期待できないという結論に至っております。白壁ホールとふれあい荘も、現状における熱利用費用額が低く、新たに施設を導入しても経済性の効果は期待できないことから、調査の第2段階として、うきはアリーナを選定して木質バイオマス利用を検討しております。

調査の方法は、温水プールの加温設備に電力計測器を設置し、加温に使われている電力を推計、市内で製造されている木質チップの含水率を考慮し、施設の規模を決定して、事業の採算性とCO₂排出量の削減効果を試算をしております。調査の結果、CO₂排出量削減効果は比較的高いものの、チップの購入金額をトン1万円で試算した場合、導入コストの回収に113年を要する結果になりました。ボイラーの法定耐用年数である17年以内の償還を行うためには、チップの単価がトン当たり2,000円まで下がらなければ厳しいという結果になっております。

2つ目の御質問が、まきボイラー、まきストーブになった経緯と、杉、竹チップ等を燃料とすることについての御質問であります。平成28年度の調査では、さきに答弁しましたように、公共施設への木質バイオマス施設導入は、経済的な理由から有効利用は厳しいという結果になりました。その一方で、一般家庭や小規模事業所における木質バイオマス燃料の導入につきましても検討を行い、CO₂排出量の削減効果は比較的高く、市民の利用を促進することが得策である

という結果も得られたところでもあります。

その後、市内各種関係事業者の協力を得まして、まきストーブの利用や燃料材の供給に関する現状と課題などを検証しながら、「薪ストーブ等設置費補助金」という新たな制度を設けて、平成31年度の当初予算に予算を計上させていただいたところでございます。

杉材を燃料にすることに関しましては、平成30年度の事業の中で実際に、浮羽森林組合が杉材のまきを試行的に生産し、まきストーブを利用者に提供して実証試験を行っております。結果としましては、短時間に高温になるという利点もあり、十分に、まきストーブに利用することが可能であることが認められた一方、燃焼時間が短く、まきの使用量がふえたり、それによって手間がふえるといった欠点も改めて明らかになっております。

浮羽森林組合には、降雨時の作業現場を避けて、作業員の安全対策と就業対策でメリットがあり、今年度も続けていくものの、加工に係るコストや手間が今後の課題になっております。竹チップにつきましては、非常に火力が強く、燃焼段階での点火材等としては活用が可能と思われますが、まきストーブを傷める可能性が考えられることから、実証実験には至っておりません。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 市長、今の答弁、回答、職員がつくっているのだと思いますけど、5分も何分も読まれても理解できませんよ、ここで。もう少し簡潔にまとめて答弁してもらわないと、ここでわかった人がおりますかね、今のが全部。わかりませんよ。

言いたいのは結局、燃料が、チップ等が手に入らなかったというのと、CO₂、いろいろ電力併用で考えて、いろいろなことは言われてました。

べんがら村やらグリーンピア八女では、チップも業者から、つくって入れているということも報告していました。そういうことで新たに、結局もう燃料も足りないということは報告していたじゃないですか。そういうのを調査委託料、大分使ったでしょう。800万、380万と。その前に調査して委託しないと、委託先に、ただやれしたようなことじゃないかと私は思っております。

でありますから、結局、百数十年かかるという調査報告が、いろいろ今、述べられてありました。そのコンサル、どういう規模の施設設備をしたのか、規模を聞きたいと思います。すと、コンサルの調査報告に納得がいったのか。いかなかったと私は思っていますので、その不審に思ったことを含めて、また聞き直したことがあるのか、ちょっと2つのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、平成28年に公益財団法人イオン環境財団の補助を受けて調査をさせていただきました。議員も御承知だろうと思いますが、

そのバックには環境省がついておりまして、環境省の10分の10の補助金でこれをやったところであります。

我々の調査の大きな目的は、御存知のように、今、地球温暖化、そして気候変動ということで、大変な状況にある中で、やっぱり自然豊かなうきは市も何らかの形でCO₂削減に取り組まなくてはいけない。くしくも28年の前年には、平成27年にはパリ協定が結ばれ、そしてまた国連でSDGsが採択され、全世界がこのCO₂削減に向かって取り組んでる中で、我々が何も、傍観するというのは、やっぱりこれは地方自治体を預かる者として、それはできないのではないかとということで、最大限の調査をさせていただいたということをもまずは御理解をいただきたいと思っております。

詳細については、企画財政課長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 市長答弁の中に、うきはアリーナの温水プールに施設導入した場合、チップの購入金額がトン1万円で113年かかるというような答弁をさせていただきました。これは、新たなチップの製造施設の建設というのはもう当初から無理だという考え方でございます。この初期投資に相当のお金がかかってきますので、うきは市には幸い、既存のそういったチップの生産組合がございますので、ここの材料を使うということがまず前提になっております。

本来、チップの購入費用というのは、当時で7,000円から8,000円というふうに言われておりました。ただ、そこで生産されているチップはもう全て市内外のところに燃料用であるとか製紙用でもう供給をされておりましたので、トン1万円であれば、うきは市のほうが購入できるのではないかとというような見立てになっております。

その際の施設の規模なんですけども、総事業費として1億1,000万円というような計算をしております。チップの価格がトン1万円であれば113年という数字になっておりますが、これが8,000円であれば45年、6,000円であれば28年、そういった試算も出ておるところでございます。

それから、このコンサルの調査の結果については、当時、私もおりませんでした。納得をした上で調査は受け取っておるというふうに判断をしております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） いろいろ説明ありましたが、結局、委託する前に私は、今、原鶴の温泉施設と田主丸の中央病院がもう先に木材組合のチップは使用しているから手に入らないですよということは確かに報告していたと思います。その入らないなら先に、今、課長が言われたように、チップをつくる施設をどうして合うか合わないかは、おのずと委託する前に出てくると

思います。だから、結局、できるかできないか考えて委託しないと、幾ら10分の10でも、できないよ、やめましたでは、その分、ボイラー、後で出てきますけど、ボイラー代とかに回されたほうがいいと思います。これは委託料で、委託するところで10分の10もらったんでしょうけど。

何が言いたいかといいますと、結局、ずっと皆さんも感じていますが、委託ありきで委託料をもらってくるんじゃないで、目標に向かってやりたいから、この調査をしたいから委託をさせてくださいというような方法で私はもらってきてもらいたいと思います。ただ10分の10は結局、市の金は要らないと思います。でも、役に立たなければ、何もならない。ただ税金は使って、コンサルタントは、うきははえらいいとこだなと思って、もうかっているだけだと思っていますので、そのことを言いたくて、ちょっと質問しました。

ちょっと時間がだんだんなくなりますので、次に行きたいと思います。

(2)のボイラーについては、施設については、江南のカーネーションをつくられている花農家では、今、油の価格が非常に高く、採算がとれずに困っている状況であると、昨年9月の議会の総括質疑の中で、まきボイラーで対処できないかと伺ったと思います。そのとき市長は前向きな答弁をしていたと記憶していますが、その後、何か調査なり対応をしたのか、ちょっと伺わせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 江南の花農家さんは、私、承知してないんですけども、福富校区のほうでは花をされてある方と果樹をされてある方、お二人が木質ボイラーを導入してあります。やっぱり重油と併用しながら補助的に使っているということで、現在も重油代がかなり高額に、高くなっておりますけど、一定の金額を超えると、木質ボイラーも併用しながらやると、かなり燃料代が浮くというような話を聞いております。

そこに導入されてあるまきボイラーは、市内の鉄工所さんがつくられてあるんですけど、そこにも行ってお話伺いました。ただ、技術的なものは、その段階からまだ進歩がないということでございます。どうしても、やっぱり確かに重油代高いんですけども、適切な温度管理ができないと、どうしても木質ボイラーの稼働の割合というのが低くなるので、余り問い合わせもないというような現状が今はあるようでございます。そういったところまでは確認をさせていただいてるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 違うところでも確認したということで少しは安心しましたが、前も

言ったように、1軒の人は油代が600万円、今では、まきボイラーをしているということで、まきは1メートルに切った古材を購入し、燃やしています。そのことにより、油代が半分に削減できていますと聞いています。もう一軒の方は、1,400平米の花のハウスで油代が300万円かかる。昼間だけでも、まきボイラーを使えば大変助かるんですけどということを聞いています。今、調べていたということですが、ちょっとここと話が。ここはボイラーが欲しいと、昼間だけでも。夜、重油で油ですれば助かるということを聞いています。ということで、防災無線で今、流れているでしょう。農業ハウス、農業事業。この農業施設用のまきボイラーというのは、どのくらいの熱量といいますか、花農家など使えるボイラーの程度のものか、規模の大きさなど、いろいろちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 福富の農家さんで使われているボイラーに関しましては、金額で言いますと、100万円から200万円の間というふうに聞いておりましたので、今回は30万円を限度額としての補助制度を設けておりますので、農家さんの立場によって変わってくると思いますけども、比較的導入のきっかけにはなり得るのかなというふうに考えております。ただ、木質ボイラー等になると、金額がもうかなり高額なものになってきますので、それは別途、例えば商工会のほうの経産省の補助金であるとか、そういった道もあるというふうに確認をしておりますので、そういった補助を使いながら施設導入が可能になってくるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） このことについては、江南の1軒の方は、今、まきボイラーが600万円のを据えていると。メーカーが違えば300万円でも手に入るボイラーだということでもありますので、100万、200万のボイラーでも使えるのじゃないかと思っておりますので、そういう困ったということがわかっているんで、いたので、そこに行って、どう、結局、JAの花部会に入っていると思っておりますので、そこでいろいろな調査をしないと、聞いていると何か市にちょうどいいよなとこばかり調査行っても何もならん。困っている人は、ひとつも助からない。まきボイラーを国の補助なりでやっていくのなら、こういう困っている人のとこに行って、どういふうなことなら助かりますか、どのくらいのボイラーなら役立ちますかとか、その調査をせんで、自分たちばかりで、ただもう、まきストーブ、小さいところに逃げて、結局、木質バイオマスから、まきストーブに下がってきているんですよ。それ行く前に、ちゃんと市内の業者

じゃないでも、部会の方でもJAへ買っていつているんですから、調べて調査なりして先に進んでもらわないと、終わった時点で、まきストーブで終わりました、ボイラーまでエネルギーが足りませんという話では何もならないと私は感じますので、そのことを強く質問しているんですけど、どう思うか、ちょっと市長、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 木質バイオマス施設から、まきボイラー、まきストーブ等に、現在、支援のあり方を見直してきたところなんですけども、木質バイオマス施設を全く諦めたということではなくて、今後、技術の進歩でありますとか設備投資の費用の減額など条件面が変わってくれば、将来的にはまだ施設導入の検討も必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

それから、1つ、何もならないというような御意見もありましたが、昨年の一例といたしまして、市内の製造業者のほうでバイオマスボイラーを経済産業省の補助事業を活用して導入をされました。こちらのほうは、やはり製材所の施設ということで事業費は1億円ほどかかっております。経済産業省の補助も通常であれば3分の1なんですけども、うきは市が、このような形で木質バイオマスの調査を行い、事業を推進しているということが認められて、3分の2の補助を受けることが可能になっております。そういったところからも、こういった事業を取り組んできた成果というものはあらわれているのではないかと思いますし、導入をされた製造業者においては、その施設を自分だけのものではなく、同業者や、ほかの異業種の方にも見ていただいて、見学会を開いて、こういう効果があるよということをお知らせしていただきながら、これからまた広めていくような活動にもつながっているんだろうと思いますので、そういった意味で、しっかりと効果は出ているものだというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 今の横置多管式木質バイオマスについては広報で見ました。これは、今まで製材所はどこでも20年ぐらい前から、杉皮の皮をむいて燃やしていました。切れ端も燃やしていました。これが、ダイオキシンが出るということで燃やされなくなりました。そこで皮等は、山春のほうにバーク業者がありますので、そこへ持っていつております。すと、そこが肥料にして販売してしております。ということで、このボイラーは、乾燥式ボイラーは、乾燥の、お湯を油でするんじゃないなくて、燃やしたお湯で蒸気を出すということを考えてやっているのだと思っております。倉庫の中に半分入って、中に冬は当たれるようなことも書いておりますが、これはCO₂の少しの削減と一緒に、春先、秋はもう入られないと。その倉庫の中に入られないと

思います。そういうことは感じました。

すと、延寿寺の花農家さんのところにも行ってきました。いろいろ紹介を受けて、あそこへ行ったらいんじゃないかと。そこでも、結局もう油が高くて、まきボイラーを、まきボイラーを自分で鉄工所さんと考え、一番厚い鉄板を使い、つくっております。なぜかという、まきが足りない。竹を切って竹を燃やして、1メートルに切って割れば、火力が強く、非常にいい熱量になるということでやっております。でも、その人いわく、竹も足りない。ということで、竹も燃やせば竹が足りないということで、市長もさっき言うておりましたが、31年度予算で竹材の新たな利用活用法を開発、推進、林山部の価格を高めることを通じて木材産業の振興に努めるということで予算に上がっております。これが、そこで言う、竹チップとか竹の燃料に今後使われていくような700万円の委託料が出ていますが、利用に可能な委託料なのか、ちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今年度、地方創生の予算で、農林振興課が所管でございますが、そういう取り組みを今、予算を認めてもらって、着手をしているところであります。

ちょっと通告になかったもので、手元に資料をちょっと持ち合わせてないもので、今の進捗状況が明確にお答えすることができないんですが、我々の取り組みは、先ほどから申し上げてますように、この地球温暖化、気候変動を我々も一員としてどう食いとめるか、まさに脱炭素社会をどうつくり上げるかという視点で、いろんな事業にチャレンジしているということだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） さっき、1回目の市長の答弁の中で出てきました。31年度の予算で出しているということは出てきました。だから、大体把握しておかないと答弁はしたらいかなと思います。

次に、2番目の鳥獣対策について伺います。

このことについては、数年前より、いろいろ取り組みはなされてきていると思います。ですが、一向にイノシシは減っていないように聞いています。それどころか、山間部の人たちの話では、鹿も急増し、サカキや、いろんな植物の新芽などを食べられ、つくる作物が今ではなくなっていると聞いております。それどころか、今では山春地域にある210号バイパスのところまでイノシシがおりてきております。また、大野原にある果樹園には、朝行けば鹿が二、三頭戯れ、たむろしているということを聞いております。また、市民ホールにも鹿がこの前あらわれ、玄関のガラスを割って逃げたということも聞いております。

そこで、（1）山間地では鳥獣被害による耕作放棄地の増加など懸念されています。メッシュ

柵等で取り囲んでもイノシシは減らないと聞いていますが、何か対応策の考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、鳥獣被害対策について、メッシュ柵等のほかにイノシシ等の鳥獣被害対応策についての御質問をいただきました。

うきは市の農業におきまして、特に中山間地域では、野生鳥獣による農作物被害は深刻な問題であり、喫緊の課題であると認識をいたしております。うきは市では、鳥獣による農作物への被害軽減の取り組みとして大きく3つの対策を行っております。

まず、被害軽減の取り組みとして、国の事業を活用したワイヤーメッシュ柵等の対策であります。周辺地域で共同で被害防止に取り組む団体への助成となります。一昨年からは、うきはレインボーファームでは、メッシュ柵に目隠しシートをつける実証試験を行い、鳥獣の侵入を防ぐ一定の効果が出ているところであります。また、電気柵など個人による被害防止対策は、市単独による助成を行っているところであります。

次に、こちらも国の事業になりますが、緩衝帯を設置するために、不要木の伐採や、やぶ払い等にも取り組んでおります。

御質問のイノシシ等、鳥獣を減らしていく取り組みとしては、議員も御承知のように、有害鳥獣駆除班による、年間を通した駆除活動を行っていただいております。被害農家からの苦情相談や情報提供に基づき、迅速な対応とあわせて、箱わなによる捕獲、毎月の一斉捕獲等での駆除活動を行っていただいております。一方で、近年ではワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備が整ってきたことで、集落付近でのイノシシ等の相談もふえてきており、新たな課題となっております。

今後の対応としましては、これまでどおり有害駆除班での捕獲や、わな免許取得に対する市単独助成等を行い、駆除を行える人員の確保、育成にも努めていきたいと考えております。また、新川地区での新たな取り組みとして、自治協議会の役員等が箱わな免許を取得し、集落付近に計8基の箱わなを設置し、地域みずから捕獲活動に取り組んでいただいております。今後は、この取り組みをモデルに、他の地域にも広げていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、有害駆除班の高齢化や鳥獣のすみかになりやすい耕作放棄地の問題などの課題もありますが、今後も、まずは自衛のためのワイヤーメッシュ等の設置をお願いしたいと思います。有害鳥獣駆除班による捕獲や、農業者や各地域の皆様による箱わな設置を推進するとともに、若い農業者へのわな免許取得等を推進し、農作物の被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） 時間が足りません。

ジビエ化とかジビエ処理施設の要件は何年も前に議員より出されていたと思います。東峰村や
ら日田市とジビエ加工はブランド化に取り組んでおり、広域的な連携を検討していきますと市長
の答弁だと記憶しております。本当に処理施設をつくる気があるのか、また、できない理由があ
るのか、2つについてちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井と申します。よろしくお願ひいたします。

ジビエの関係でございます。数年前から議会のほうでもジビエの施設をつくったらどうかとい
う話は伺っております。この話はもう七、八年前からある話でありますけれども、うきは市単
独での施設の運営というのは非常に厳しいというふうなことで、市としては、八女市を中心とした
広域的な施設の建設を各要望してきた経過がございます。近年では、東峰村でありますとか朝倉
市あたりとの連携も視野に入れたジビエ施設の検討は行っておりますけれども、現時点で、う
きは市単独で施設を建設するということは、捕獲頭数、施設のランニングコストを考えたときに、
非常に厳しい現状があるというふうに考えております。ジビエ施設につきましては、いずれにし
ても県あるいは広域での連携した取り組みが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 処理加工施設については、東峰村がもう、つくり始めると思いま
す。決まっております。そいき、早急にそういうとこと組んでもらう。東峰村のほうと考えてい
くと言っていました、今は今度、八女のほうに変わってる。東峰村のほうは早くできているので、
そっちと協議を早くしてもらいたいと思います。

なぜこういうことを聞くかということ、捕獲奨励金の金額が違ってきますので伺っております。
捕獲奨励金は年間とれる頭数の要望を予算をもらっています。30年度は、肉の処理をしている
ところは1頭9,000円、処理をしていない市は7,000円、31年度からは、処理施設に集積
などして持っていけば1,000円増しの8,000円もらえるということです。うきは市では、
1頭につき6,800円とちょっとお伺いしたんですけど、これが本当かどうか、聞いておりま
すので、定かではありません。一定の頭数をとる量が超えれば、うきは市では金額が下がるとも
聞いていますので、このことについてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 捕獲報償金の関係でございます。基準では、成獣、イノシシ、鹿につきましては、基準として、1頭7,000円という基準がございます。幼獣につきましては1,000円でございますけれども、どうしても年度末で精算をする関係で、3月の下旬に申請したものと、頭数と、その4月の頭までにとれた頭数のところがどうしても盲点になりますので、そこでとれた頭数についても捕獲報償金の、市としては対象とさせていただいております。結果として、7,000円で要望をしておりますけれども、そこで数頭とれた分を全体で割り戻した形での御理解をいただいておりますので、前年度につきましては、結果として1頭当たり6,800円というふうな計算になっております。

頭数につきましては、あらかじめ要望した頭数と実績で上げる頭数がございます。それから、4月以降にまた改めて申請をしますので、基本的には上限というものはありませんけれども、市のほうが要望した頭数に合わせて、国のほうから1頭7,000円での交付をいただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 私も、これを聞き取りしました。何で下がるのと。わかりませんと。とっている方は。これ、県にも聞きました。したら、それ、そういうことはないでしょうと。いやいや、なってますと言った。結局、100頭なら100頭という要望を出して、金額が多分決まっているのだと思います。その100頭にいったら、予算がないので減らしてるんだと思います。だから、県と話したとき、これ、100頭なら100頭という要望を出しているけど、多く出したらいいんじゃないですかと言ったら、その分、少ないときは引かれます。それは当然でしょうと。そういうことを考えていかないと、イノシシはふえているのに、幾らとっても、とり過ぎたら下げますよという。要望が少ないからと。こういうばかなことを行政はやっているんですよ。普通なら多く申請して、金が多くとってもらうように保護するのが当然だと思います。そのところをちょっと考えといてください。時間がありませんので、あんまり聞いていたらなくなります。

あんまり言うたら、わからんごとなってきた。

市民の皆さんから要望がたくさんありました、聞きに行ったら。その1人の方からですが、うきは市では箱わなの免許を個人で持っている、持っても市の許可を取っていない人は有害駆除とは認めないということで、困っている人たちがお願いしても、経費もかかるし、箱わなは持っているが無理にやりたくないと聞いております。これは昨年、市にも相談に2人で行きました。駆除費も出らず、経費もかかるので、20個ぐらいかけているけども、余りかけたくないということで、腹が立ちますということで相談に行きました。こういう問題がありますが、うきは市の

対応は大体聞いていますけど、よその市と違うと。この対応もちょっと聞きますけど、近隣の市の調査はやっているのか、この2つのことについてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、箱わなの設置の関係でございます。市のほうは、農作物被害軽減のための有害の方に補助を出しております。11月から一般猟期としてとられる狩猟の方については、そういった農作物被害軽減ではないというふうな整理をさせていただいております。

議員がおっしゃるような方々が農作物軽減ということでお話に来られれば、来ていただければ、また改めて御相談をお受けしたいと思っておりますし、先ほど市長の答弁でもございましたように、そういった方々に、自治協議会等を中心とした周辺での取り組みに御協力をいただければというふうにも考えております。特に集落周辺では銃が撃てないというふうな地域性がございまして、箱わなに頼らざるを得ない状況もありますので、ぜひ市のほうに、私のほうに教えていただければ、こちらのほうから連絡をとらせていただきたいと思います。

それから、近隣の対応ということでございますけれども、特に近隣の状況については把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） これは昨年10月に来たときに、自己の農地、イノシシ箱わなは設置する許可を市から受けなければ出ないと。有害駆除に対しては、銃器班に属しないと出ないということも聞いております。

朝倉市の情報を私、お聞きしました。朝倉市では個人でも、免許を取っておられる方がおれば、1人でも、有害駆除班の承諾を得られれば出ますと。一緒にやっつけますということです。捕獲奨励金については7,000円で、朝倉市では今、小石原川ダムの水源林の保護の目的で、鹿1頭につき1万円上乗せして出しておりますということも聞いております。

でありますから、何が言いたいのか、ちゃんと近隣のどこのいいところも調べて、市の財政がかかるかどうかはわかりませんが、こういうのには、いいところはどんどんまねしていかなと、進めていかなと、イノシシ、鹿がよくならず、メッシュ網を幾ら張っても結局、下のほうにおりてきますから減りませんよ。もう少し真剣に、こういうところは考えてもらわないと、山に住んでいる人、また、平たん部にも今おりてきています。うきは市民ホールにも鹿がおりてきたということも聞いているでしょう。もう少し力を入れて進めていただきたいと思います。市長、ちょっと

お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させてもらってますように、鳥獣被害におきましては、営農意欲の減退であったり、耕作放棄、離農の増加にもつながるなど非常に深刻な影響を及ぼしております。この取り組みというのは、喫緊に対応しなくてはいけないと、このように承知しております。

そして、また、ジビエ対策の御質問もいただいているんですけれども、いつも、農林水産省に今、お願いを申し上げているんですが、全国的な規模でいきますと、今、捕獲鳥獣というのは、その多くが、約9割が埋設か焼却によって廃棄処分されてて、ジビエ利用はまだ1割にも満たないというデータが出ております。全国的に国民の皆さんに、このジビエのよさとか、この需要拡大を図るといことも大きな要素ではないかなと、こういうふうに思っております。そういう要望もずっと続けながら、そして、今、議員の指摘にある、東峰村のお話もありますので、このジビエ対策については、あるいは鳥獣被害対策については、うきは市だけでやるには、やっぱり限界がございますので、広域的な取り組みが重要でありますので、しっかり連携を図りながら取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 一生懸命頑張っていたきたいと思います。また、このことは質問すると思います。

山間部の人の要望としてですね、最後に、道路の石垣など壊れるのは、災害でなく、イノシシがツルなどの食べ物をとるために掘り起こして壊れているのも災害の1つですよ。すと、要望として国・県に出し、イノシシ、鹿をとってもらうようなことを考え、要望してもらわないと、我々人間が今、取り囲まれるようなところまで来ていますという要望も出ています。そういうこともあり、イノシシ担当課、また、協力隊など担当者を置いてもらいたいと。そうしないと、なかなか対策が進んでいないのではないかとこの要望が出ております。これを最後に市長に、どう考えるかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはの基幹産業であります農業振興策については、昨日から、いろんな視点で御意見をいただいております。その1つが、この鳥獣被害対策ではないかと、このように受けとめておりますが、全体的な農業振興の中で、今後いろんなプロジェクト会議であったり検討会議の中でしっかり議論して、皆さんの意見を聞きながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） ぜひお願いしたいと思います。

次に、3番目、空き家対策についてお伺いします。

2040年には、北海道の地に匹敵するくらい、所有者不明の土地が出てくるとも言われております。また、廃墟ホテルが全国に800以上あるのに、なぜ解体できないかもテレビニュースで流れていました。

今後うきは市でも人口は減っていきますので、まだまだふえるであろう空き家についての対応などを聞きたいと思います。（1）持ち主がいなくなった空き家等の今後の対応について伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家対策について、持ち主がいなくなった空き家等の今後の対応について御質問をいただきました。

持ち主が亡くなるなどした際に、相続者がいない場合や、相続人が相続放棄した場合、議員の言われます、所有者不明の空き家となります。現在、市では、空き家等対策特別措置法に基づき、保安上の危険となる空き家、衛生上の有害となるおそれのある空き家であるものを、うきは市空き家等対策協議会において特定空き家等と認め、除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の指導と助言を行いながら、それでも改善ができなければ、勧告、命令、そして代執行の措置が可能となっております。現在では、うきは市老朽危険家屋等除却促進事業に基づき、所有者等との協議を行い、空き家の除去を行っているところでございます。

一方、所有者不明の物件に関しましては、不動産登記の確認や、固定資産課税台帳から所有者、納税義務者の調査を実施し、そこから、危険家屋にならないように適正な管理と活用をお願いしていくしかない、このように考えております。最終的には、所有者、相続権利者の追跡調査を行い、相続権利者が相続放棄した場合は、所有者のない不動産として国に帰属することになりますが、相続財産管理制度による手続が必要となりますけれども、これまでの具体的な例は近隣市町村でもない状況でございます。

また、所有者不明で略式代執行を行うことも可能になりますが、所有者不明の空き家に対して代執行を行った場合、その費用は当市が、該当市が負担することになるため、現時点では取り組む予定は考えてございません。現在、全国的な傾向として、核家族化、高齢化社会を迎えている中、所有者死亡に伴い、空き家状態となるケースもますます増加傾向になるものと思います。今後、市民生活課、税務課、住環境建設課、うきはブランド推進課が情報の共有化を図り、定住促進を進めるためにも、利活用可能な住宅につきましても、所有者、相続権利者に対しまして情報提供を行いながら、空き家の有効活用を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） これは大変大事なことだと思いますけど、何で聞いたかといいますと、この前、意見交換会にて千年の人より意見が出ました。市にも相談しましたが、持ち主がわからないのでどうしようもないということでしたということで、いや、そういうことではだめでしょうと言いましたが、言った私も進めるのがなかなか厳しいのかなと考えながら質問をさせていただきます。

お年寄りの人が結局、自分がこれからまだ住みたいということで、改造費を出して改造しました。その後、お亡くなりになり、その家が余りにいいので買いたいということで相談しようにも、持ち主、連絡先がなかなか見つからないということで市に相談したら、わからないということでしたということで終わっていますので、そういうのは今、国も、持ち主不明のことについては国会であっているのかな、何かテレビで見たように思います。こういうことは、国も大事でしょうけど、市の条例で何とか持ち主不明のところはお借りしたり、そのお借りした家賃を最後に解体する費用とかに回すような条例のつくり方はないのか、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、議員様の御質問の案件でございます。市長の答弁にもありましたように、今後こういった空き家については、案件が相当出てくるであろうというふうに危惧をしておるところでございます。

今、具体的な例として、千年自治協のほうで、そういった案件があったということでございますけれども、現在まで、この空き家の苦情につきましては、28年から本年まで現在75件の、こういった空き家の情報が来ております。こういった空き家につきましては、うちのほうから、その所有者のほうに助言といいますか、状況によりまして、老朽化が進んでいるような状況でしたら、空き家解体の、そういった補助要綱も、一緒に同封して、適正管理をするようにというふうなことで御案内をしております。個別案件でございますので、そういった集落等でまだ利活用可能な住宅があるということであれば、住環境建設課を超えて、うきはブランド推進課なりと空き家のリフォーム、リフォームじゃございません、有効活用のほうで、いろんな情報をそういった所有者の方のほうに情報提供をしながら、そういった活用を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 持ち主がいれば、それはできるとは思います。でも、まだまだ空き家はふえていきます。うちの地域でももう、ひとり暮らしの人が大変多いです。ということは、

誰か帰ってこらっしゃればいいけど、なかなか帰ってこられない。ということで、空き家はまだまだふえると思います。ということで、もう今から、持ち主がいない、そういうところは、今言ったように、国が遅いなら市の条例で決めて、お貸ししていくようなことを考えていかないと、持ち主がいないからわかりませんで過ごしていたらもう、対応が追いつかなくなるような気がしていますので、早急な対応をお願いしたいと思います。もう回答は要りません。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御指摘いただいております空き家の問題、空き家だけではなくて、当然、附属している土地、所有者不明の土地、空き家というのは全国的な課題であります。

そういう中、昨年6月6日に国のほうで、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法という法律が制定をいたしました。これは、この法律、いろんな内容が含まれているんですが、項目ごとに順次施行がされております。こういう動きもしっかり捉え、そしてまた国のほうもまた、この法律だけではなくて、もう少し突っ込んだような対策も考えるというような話もありますので、そういう全国的な流れなんかもしっかりと捉えながら、うきは市の所在不明の土地及び家屋について、どう対応していくのか、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） いろいろお願いしたことを進めていただきたいと思いますので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、8番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、2番、組坂公明議員の発言を許します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2番議員、組坂公明でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問のほうに入りたいと思います。最終バッターでございますので、最後までよろしく願いしたいと思います。

今回、私は2つの質問をさせていただきます。メインは、ため池のほうでございます。1つ目が、市内のため池の管理及び保全について、それから2つ目が、朝倉豪雨災害の土砂について、こちらのほうを質問させていただきたいと思います。

最初に、ため池について、防災面から質問をさせていただきたいと思います。このため池問題、興味というか、そういったのを持ったのは、ことしの2月に実施された福富地区の意見交換会、こちらのほうで、それまでため池というのに余り意識がなかったんですけど、この意見交換会で、老朽化ため池の実態、それから、改修はしたいけど、余りにも高額な自己負担が発生するため、改修が進まない、そういった事実。そのような中で、地元の方は、改修はできんばってんか、自分だんがでくる、やらないかんことはやりますよと、そういった自助・共助の防災意識、こうい

ったのが非常に高い、そういったのを感じ取ったところでございます。このようなことがきっかけで、このため池について、ちょっと調査をしてみようということで、今回、質問をさせていただきます。

昨年7月に発生した西日本豪雨災害では、御承知のとおり、近隣では久留米市、それから小郡市、浸水災害がございました。全国的に見ると、広島県を中心に2府4県において32カ所のため池が決壊し、そのため池の下流に甚大な被害を与えたことは記憶に新しいところだと思います。また、この決壊した32のため池、このうち4カ所で人的被害が発生し、そのうち3カ所は防災重点ため池ではなかったということがわかっております。これらの豪雨災害をきっかけに、今回、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が、第198回国会、こちらのほうで可決され、本年4月26日に公布されたところでございます。この新法も踏まえたところで質問をしていきたいと思っております。

まず、1点目が、うきは市内のため池の設置場所、容量、管理状況、使用目的等についてお尋ねします。うきは市の実態がどういうものなのかについて伺います。

それから、2点目が、昨年の西日本豪雨災害に伴い、全国一斉に緊急点検が実施されていると思っております。その結果が、うきは市ではどうだったのかについて伺います。

それから、3点目が、ため池の用水を利用する農地が減少しております。そういった中で、また、高齢化した農業者がため池を管理しており、将来、適正な管理に不安を抱いている、そういった状況の中で、このため池改修にあっては地元負担が、先ほども言いましたけど、ネックとなっている。このような中、市長は、このため池改修をどう進めていくのかを伺いたいと思っております。

4点目が、昨年の7月の豪雨、うきは市においても、ため池決壊のおそれがあるということで避難指示が出されております。そういったこともあっておりますので、早急に、ため池におけるハザードマップ、これを作成し、危険性のあるため池はどこなんですよというのを市民へ周知する必要があると思われませんが、どのように考えているか伺います。

最後に、近年の大地震、それから豪雨災害により、ため池決壊、被害が甚大であると。今回、国のほうでも新しい新法ができた。このような中、ため池対策について地域防災計画にうたい込む必要があると思われるが、お答えをいただきたい。

以上で、質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市内のため池管理及び保全について大きく5点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、うきは市内のため池の設置場所、容量、管理、使用目的等についての御質問であります。うきは市内での農業用ため池として管理されておりますため池は65カ所、その

うち吉井地区が13カ所、浮羽地区が52カ所です。それから、そのうち防災重点ため池として認定を予定していますのは、既に認定されております田代ため池を含めまして32カ所、吉井地区が13カ所、浮羽地区が19カ所となっております。容量につきましては、最少の湯牟田日向の20立米から、最大は田代ため池の5万400立米となっております。ちなみに、全体平均は5,722立米であります。管理につきましては、地元の各水利組合が行っていただいております。使用目的につきましては、かんがい用水の不足を補うため、水を取水し、水田等、農業用水として送水をしているものでございます。

2点目の御質問が、昨年実施された全国一斉の緊急点検の結果についてお尋ねをいただきました。昨年7月、全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に、ため池等の農業水利施設等の崩壊により甚大な被害が発生したことを受けまして、昨年8月までに全国一斉緊急点検が行われました。ため池緊急点検の結果、応急措置が必要なため池は福岡県内で129カ所で、水位を低下させる措置、土砂や流木等の撤去及び土のうによる崩落箇所の拡大防止等の応急措置が行われております。うきは市内でも65カ所のため池のうち、下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性があるため池53カ所の点検を行っております。点検の結果、応急措置が必要と判断されたため池はありませんでした。しかしながら、今後も認定予定の防災重点ため池32カ所につきましては、耐震性の点検、耐震化対策及びハザードマップ等の作成を進めてまいりたいと、このように考えております。

3点目が、ため池改修についての御質問であります。農業用ため池を適正に管理・保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊等による農業及び周辺地域への被害を防止するために、耐震等の点検結果を踏まえて、国のため池改修事業等を活用して、耐震対策、豪雨対策、老朽化対策を進めたいと、このように考えております。

4点目が、ハザードマップの作成と公表についての御質問をいただきました。近年、集中豪雨や大規模地震等が頻発しており、ため池が決壊した場合の下流域への家屋や公共施設等への被害及び人的被害が発生するおそれがあるため池の保全、避難対策の推進のためのハザードマップの作成も計画をしているところであります。今年度は10カ所を予定しております。この予算につきましては、本定例会に提案をしております補正予算で、防災減災計画策定委託料として計上をさせていただいております。

ハザードマップは補助率が10分の10となっております。国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用します。この事業は来年度までの事業のため、防災重点ため池については、令和2年度までに全てのため池について作成していきたいと考えております。

ハザードマップ公表につきましては、市のホームページのほか、各自治協議会を初め関係地域、区民の皆様へ配布することとしております。なお、防災マップにつきましても、防災重点ため池

32カ所を明示する予定であります。

5点目が、地域防災計画へのため池対策の追加記載についての御質問であります。昨年7月に発生した西日本豪雨災害では、台風7号と発達した梅雨前線の影響により、九州から北海道まで広範囲が豪雨となり、特に広島県、岡山県、愛媛県では被害が甚大で、全国で死者、行方不明者、232名の大災害となりました。ため池の決壊も32カ所に及ぶ甚大な被害となりました。この災害を踏まえまして、うきは市地域防災計画に老朽化したため池及び防災上特に重要なため池を中心に整備すること、及びため池に関するハザードマップの作成を記載したところであります。また、今年度作成する、うきは市総合防災マップに、決壊したら浸水被害の影響が大きい重点ため池を地図上に示すとともに、重点ため池の一覧表を記載することといたしております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 5点ありましたので、回答も濃いものがあつたと思います。

1点ずつ確認をさせていただきます。

まず最初に、65カ所農業用ため池があると。うきは市内のため池数は幾つあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ため池の総数につきましては、全体で141、そのうち農業用として農林振興課所管で管理しておるため池が65という報告でございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今お答えいただきました。141カ所、市内にため池がある。農林振興課のほうで所管しているのが65の農業用ため池があるということでございます。これについて1つずつ教えていただきたい。

まず、農業用ため池65カ所について、これにあつては、その種類というのは、ため池の種類があると思いますけど、谷池とか重ね池とか皿池とか、そういったのは、どういった形になっているのか。それから、築造年ですね。先ほど、老朽化ため池は改修を推進するというところでございますので、築造年についても教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、ため池の種類でございます。大きく3つ分類がございます。谷池、重ね池、皿池の3つでございますけれども、うきは市の65のため池につきましては、

谷池が54、重ね池が11、以上で65でございます。それから、築造年でございますけれども、この65につきましては、まず、不明ということで63、唯一年数が台帳上でございますのが、慶応2年、それから平成6年というのがございますけれども、その他63については、築造年については不明というふうな管理となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 不明、築造年が不明がほとんどということでございます。不明ということはもう老朽化だろうと思うんですが、そうすると、この65カ所のため池というのは、老化、老朽化の改修が必要ではなからうかと。唯一、平成6年以外ですね。

全国的には、20万ため池があるということを資料で調べてみました。そのうち7割は江戸時代につくられているんですね。そういうことで、うきは市のほうも古いため池があるので、こういう不明のため池ということで出てくるんだらうと思います。

それから、幾つかちょっと質問をさせていただいた後で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

2点目の緊急点検の結果でございます。この緊急点検は、誰が、どのような点検を実施したのか。対象のため池は何なのかというのを教えていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、誰がということでございます。福岡県のほうの点検を行っております。市のほうは、その内容につきまして、図面等での協議等を同時に行っております。それから、53につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、下流域に家屋等があつて緊急性が要されるようなもの53を選定をして、一斉点検、緊急点検を行っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この緊急点検において、従前の防災重点ため池、先ほど市長が、田代ため池が1つあると。今回、新たに32にふえた。このための緊急点検ということで理解していいのか伺いたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 防災重点ため池の32につきましては、防災重点ため池の要件

が変わったために、今回、新たに31を指定するものでございます。この緊急点検と直接的な関係はございません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） わかりました。

それでは、今回、新法では、防災重点ため池という言葉は使われておりません。特定農業用ため池という言葉が出てきます。この特定農業用ため池と防災重点ため池の相違について教えていただきたいと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 勉強不足かもしれませんが、同じというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、俗に言う農業用ため池管理保全法案というのが、ことしの4月19日に可決成立し、26日に公布をされました。十二分に承知しております。その中で、重点ため池という用語はなくて、農業用ため池という用語になっております。

基本的に、重点ため池というのは、今、国のほうが、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策ということで力を入れているんですが、この中に重点ため池が出てきて、国としては、そこに重点的に整備をしていくと。3か年のうちに整備をしていくという話がありますので、その2つを使い分けしながら我々もしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） それでは、市の見解としては、防災重点ため池と特定農業用ため池、こちらについては、ほぼ同一であるという見解であるということで認識しました。

そこで、ため池改修、先ほどから言っておるように、地元負担がネックになって、なかなか進まない。過去の議会のほうでも他の議員さんが一般質問等をされております。29年の6月議会では、市長のほうで、県営事業によるため池等整備事業の負担割合、うきは市の場合は、国50%、県30%、地元20%となっており、地元負担分のうち市が10%を負担し、残り10%を受益者が負担するとなっている。また、国の防災減災事業に該当する場合は、5%程度の補助の上乗せがあるというような形でお答えされております。

それから、2月に意見交換会に参加した折には、あそこで出たのは、国50%、県35%、市

15%で、その市の15%の内訳が、うきは市は5%、受益者10%ということで、この10%がネックになっておって改修工事が進まない。どげんかしてくれんかという内容でございました。

そこで、この負担率、何を根拠にやっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、この防災重点ため池につきま、防災減災事業につきまの国の示す負担割合につきましては、国が55、県が30、地元が15というふうなことでございます。この分について、まず、負担金の市の負担の考え方でございますけれども、基本的には、市は10%の負担というふうな、これまでの経過でやってきた経過がございます。今回の防災重点ため池を含めます、この防災減災事業につきましては、そういったものを考慮しつつ、防災の観点あるいは緊急性を鑑みて、負担割合については、今後、協議をしていくということにしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ただいま、国が55、県が30、市が15、そして、うきは市分は10%ということで回答していただきました。そういったことで経過で進んでいるという、その根拠は何なのかを教えていただきたいと。市が10%でも、地元が5%、10%でもいいですけど、その根拠を示していただきたい。きちっとした根拠がないと、そういったパーセントやらというのは出ないはずだと思いますので、そこをお示し願いたいと。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） この10%につきましては、うきは市農業農村整備事業分担金徴収条例の中の別表にあります、農村振興総合整備事業が100分の10というふうなことをうたっておりますので、これを基準に検討しております状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私がここで言いたいのは、今回、新たに新法ができました。その折に、衆議院のほうの農林水産委員会というのがあっております。そこで、ため池を管理する国のトップだと思うんですけど、何ですかね、農林水産省農村振興局長というと、ため池と農業用ため池等を管理するトップの人だろうと思います。この人がお答えしているんですよ。地元負

担にあつては、中山間地のため池の改修にあつては2%、明記されております。議事録に残っております。そういった中で、その10%負担というのがどうなのかと。

この2%を調べてみました、何なのかというのを。そうすると、国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針、これが示されております。各地方農政局あるいは北海道開発局長、沖縄総合事務局長宛てに構造改善局長通知ということで示されております。この中に、ため池の改修に関する比率が書いてあるんですね。この指針、国の指針ですから、このとおりでは限らないとは思いますが、そこに、中山間地のため池にあつては、国が55、それから県が29、そして市町村が14と示されている。足したら98になるんですね。残り2%が地元負担と私は思っているんですけど、間違いないか、ちょっと農林振興課長、お答えいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ただいま、組坂議員からございました負担割合の指針、いわゆるガイドラインについての関係でございますけれども、ため池等の準備ということで、そういったガイドラインの中での指針は示されております。こういった指針と、先ほどから申し上げております徴収条例、こういったものを総合的に今、内部のほうで負担割合の検討を行っておるといふ状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 十分検討をしていただきたいと。国のトップは地元負担は2%と理解している中で、末端では10%で地元負担をやっている現実がある。それも明確なのはなく、経過でやっていたと。そこをきちっと押さえた上で、2%でも、私は農業のことを知りませんから、それでも厳しいかもしれません。

田代ため池の改修が4億とかお話を伺っております。4億の10%といたら4,000万円を地元が負担せんといかんとです。農業をやめられて言っているんやなかろうかと。2%でも厳しいかもしれない。そういった中で、こういった32個もの決壊、防災関係が出てきているわけです。農業者以外に市民を脅かすような、そういった豪雨が発生して甚大な被害をもたらす。そういったところの対応というのは、防災上やっぱりやるべきことは、きちっとやっていく必要があるのではなかろうかと。そして、できるだけ市民に寄り添って安全を確保していただきたいと。

今回、調査する上で、余りにもかけ離れた内容と感じましたから、十分そのところのその負担率の検討というのはしていただきたい。その中で、ため池にありましては管理組合等があるん

だろうと思いますから、その実情もきちっと把握した上で、一つ一つお互いに、市も、それから地元のほうも理解し合って改修を進めていただくような形をとっていただきたいと思います。市長、今の意見に感じるものがありましたら、何か考えがありましたら、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 地元負担、もっと具体的に申し上げますと、受益者負担のことについて御指摘されていると、このように思います。

国のガイドラインは十二分に承知をしておりますが、基本的には各自治体が責任持って、そこは対応するということになりまして、うきは市においては、以前から条例化をして、その条例に基づいて公平な観点でこれまで進めてまいりました。その実施に当たりましては、近隣の自治体と、そんなに遜色なく対応をさせていただいているのではないかと、このように思います。

そういう中で、今回こういう災害があつて、防災上、このため池の対応というのは大きな課題であります。この受益者負担のあり方については、以前、議会のほうから採択いただいております、大石土地改良区、今、ストックマネジメント事業をやっている、今、1.11が大石土地改良区の受益者としての負担なんです。議会から、1.11をさらに低くしたらどうかという採択、そして執行部のほうにそういう提言もされてますので、そういうことのバランスであったり、あと、ため池だけじゃなく、農業用負担だけではなくて、議員御承知のように、防火用水であったり、あとは公民館の設置であったり、もろもろ受益者負担というのはいただいておりますので、その統合性をどうするのか、あるいは、ため池が余りにも多いもので、限られた財政の中でどう対応するのか、本当にさまざまな課題があります。そういうことをしっかり整理をして、適切に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 前向きに考えていただきたいと思います。

市長が今言われたとおり、ため池は防火水槽がわりにも市として認めているため池が多すぎます、消防水利としてですね。そういった観点からも、この、何ですかね、負担割合の比率というのは余りにもかけ離れているのではなかろうかという思いがいたしますので、よろしく願いしたいと思います。そうじゃないと前に進まないじゃなかろうかと。この10%というのがある限りは非常に難しいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それから、次に、この新法の第2条第3項に防災工事ということが定義されております。老朽化ため池の改修工事と、この防災工事、どこがどう違うのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今回、成立しました農業用ため池管理保全法の中にお

きましては、防災工事の届け出とか、いろんな、あるいは都道府県知事による防災工事命令代執行というくだりがございますが、ここは、管理者であり、水利組合等の管理者が、みずから工事をやるときにしっかり届け出をして、防災上問題ないか行政のほうをチェックすると、こういう意味でありますので、今回、我々がやる、この重点ため池の改修というのは、まさに我々から水利組合に呼びかけて事業を進めてまいりますので、ちょっとニュアンスが違うのではないかと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 先ほど、全国のトップの局長さんという話をしておりましたが、委員会のほう、全国のほう、衆議院の委員会のほうで、その局長さんが防災工事とは何なのかというのが議事録に残っております。農業用ため池の決壊を防止するために施工する工事と。それから、豪雨対策、耐震対策、老朽化対策のほか、農業用ため池を廃止するための施工する工事を含むものとして定義していると。老朽化対策も入っているんですね。

そこで、この中で、そういった工事は、地元負担はゼロということで書かれているんです。だから、ここの工事が何なのかというのをきちっと把握しなければ、一番国のトップ、その事務のトップだと思うんですけど、局長、そちらのほうで、そういった地震、豪雨による決壊防止のための工事は、地元の負担はゼロであると。そして、一般的な改修は、中山間地域では地元負担、受益者負担は2%ですと。その工事がどげん違うのかを私は伺っているのであって、それによって、受益者負担がゼロなのか受益者負担が2%なのか。これは莫大な工事費がかかりますから、きちっと色分けをしなければならぬのではないかとこのことを思っているところでございます。

改めて伺いますが、防災工事の中に老朽化の改修工事も入っていると認識してよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農水省局長のその発言について、ちょっと残念ながら、私、掌握してませんので、そちらについて、しっかり確認をさせていただきまして、そして対応させていただきたいと、このように思ってます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 新法ができ上がったところでございますので、十分に勉強していただいて、その中でできるもの、こういった形で、何ですかね、受益者負担がないということであれば、あとは相手と工事がどういった形で進むかということのできるんじゃないかならうかと思っておりますので、防災減災の面からも、この改修工事というのを、あの32個全て一気にやれとは言いませんけど、進めていただきたい。今までの経過を見ると、10%がネックで進まなかつ

たように見受けられますので、そういったのを活用できると思いますので、やっていただきたいと思います。

続きまして、ハザードマップの件でございます。今回、予算を組んで10カ所をやるということでございました。昨年7月6日、西日本豪雨初日ですね、うきは市のほうにおいても、ため池決壊のおそれがあるということで避難指示を出したところでございます。対象ため池と避難対象地区、避難状況等を伺いたいと思います。

済みません、事前に、消防防災課のほうから伺っておりました。ちょっと対象ため池は、冠のほうのため池だったと認識しておりますが、あそこ、一の瀬ため池だったですかね。冠地区と千代久地区に避難指示が出されている。そのうち、福富のコミセンのほう、こちらのほうに36世帯71名が避難したと。福富小学校のほうに6世帯21名が。ここが重要なんですよね。今回もレベルでわかりやすくしましたと言いますが、避難指示ですよ。避難指示というのをどう認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 済みません、避難指示ですね。避難勧告をまずいたしまして、その後、避難指示という流れになっておりますけれども、住民の方々から、やはりわからないということがありまして、今年6月より、警戒レベルというのに全国的になっております。警戒レベル1から警戒レベル5までということで、まず、警戒レベル1は、注意情報ですね。警戒レベル2については、洪水注意報、大雨注意報になります。これは気象庁が発表をいたします。警戒レベル3になりますと、洪水警報、氾濫警戒情報ということで、警戒レベル3になりますと、市町村が発令すると。これは、高齢者等は避難をしてください、それ以外の方々は避難準備をしてくださいというものになります。さらに警戒レベル4になりますと、もう全員避難ということになります。それ以上、警戒レベル5が最大になりますけれども、これはもう災害が発生しておりますということで、命を守るための最善の行動をとってくださいという情報を流す予定にしております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回そういった形で改正された、二、三日前に配ってきました。これですね。避難指示で、今回改正されたのはレベル4と。レベル4の下に何が書いてあるかというのを検証せんといかんとですよ。全員避難ですよ。ここを行政が言っていくべきではないかと。でないと、2年前の朝倉豪雨みたいに家の中で亡くなる人がふえるんやないかと。ここをきちっと避難指示、避難勧告は全員避難と今回なったんですよ。そういったところをきちっと押さ

えるためにも、強く、このハザードマップというのは早目に、10カ所じゃなくて、32の重点ため池があるなら、その部分はもう本年度中につくってしまうというような形をとらないと、大雨というのは毎年続いております。防災計画には50年に1回の大雨を想定してとか書いておりますけど、毎年、局地的な豪雨が発生しております。この近辺でも。そういった観点上、市民のほうに周知するというので、このハザードマップは、きちっと捉えていただきたい、つくっていただきたいと。

今回、予算が上がっておりますので、10カ所つくるということでございますので、危険性のあるため池については、十分そういったのをつくっていただいて、そして行政側もそういったのを周知して、市民に指導するような形をとらなければ、なかなか避難はできませんよ。それとは裏腹に、そしたら全員避難ができるスペースを確保しているのかという問題も出てきますから、今後そういったところもあわせて検討をしていただきたいと思います。

それから、最後に、防災計画の件でございますが、地域防災計画、今回、私の目標は、この地域防災計画にうたい込んでいただくのが目標でございました。すぐに重点ため池を改修せろということではなくて、なぜか、ため池改修について、市の総合計画に、どこにもうたい込みがないんですね。だから、この地方防災計画、こちらのほうに一般質問の通告前に出してございましたけど、先日、行われた防災会議において追加させていただきましたので、よかったと思っております。

先ほど市長が言いましたとおり、これにあっては、ため池の施設整備の実施方針というような形で掲げてもらっております。老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に整備を行うというのを明記していただいておりますので、今後、これに基づいてきちっとやられているかを質問させていただきたいと思います。あわせるところで、この計画は65の農業用ため池にしか見受けられません。防災上の観点は、141個のうきは市内のため池について記載するべきだろうと思いますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 全体で141カ所のため池があるということですので、今後、危険な箇所がないかどうか検討する余地があるとは思いますが。

それと、うきは市には158の行政区ありまして、123、今現在で自主防災組織が組織されております。自主防災組織の中には、監視をする役割のある方もいらっしゃいますので、その方々にも働きかけをしていかないといけないかなと考えております。今後の検討課題でございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回は、地域防災計画のほうに、ため池の件、うたい込んでいただきましたので、これ以上申しませんが、ぜひ141、中には水の入っていないため池もあるんじゃないかと思っております。そういった実態調査、実態把握からして、農業用ため池に限らず、防災上必要なため池は整備をしていくような形をとって、考えていただきたいと思います。

以上で、この点については終わりたいと思います。

続きまして、朝倉豪雨災害の土砂について伺います。2年前、朝倉豪雨災害がありましたが、その土砂を頻繁に、うきは市のほうに持ってきているところがございますが、市内のどこに、どれだけの量を運ばれているのかを伺いたしたいと思います。また、これらの土砂をいつまで置いておくのが1点目でございます。

それから、山間部にも置いているという話を聞きましたけど、ほとんど真砂土みたいなものだろうと思います。そういったのが今後、大雨で崩れる等ないのか、そういった対策をされているかどうかを伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、朝倉豪雨災害の土砂について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、土砂の場所、量、時期についての御質問であります。現在、朝倉豪雨災害の復旧におきましては、うきは市内で3カ所で土砂の受け入れを行っております。まず、福岡県朝倉県土整備事務所が行っております、白木谷川、北川、寒水川の埋塞土砂の撤去に伴い、うきは久留米環境施設組合が所有しております、中島畑に仮置きをしております。平成29年7月28日より、土砂仮置きの覚書を交わし、今年度末までの更新を行っているところであります。

これまでの土砂の搬入は約8万5,000立米、搬出土砂は約7万3,000立米、したがって、残り1万2,000立米については、引き続き、公共工事に利用されるため、搬出される予定となっているところであります。

また、藤波ダム公園のグラウンドにつきましては、福岡県久留米県土整備事務所と今年度末までの使用貸借契約を交わしております。これまでの利用実績は、搬入土砂が約3万8,000立米で、搬出土砂につきましては8,500立米となっており、残り2万9,500立米が今、残っているところであります。また、筑後川の堆積土砂撤去につきましては、国土交通省筑後川河川事務所が行っております。土砂の受け入れとしましては、今年度末まで、経塚採石場跡地、藤波ダムの上流でございますが、そこに搬入を行っております。盛り土につきましては、現在7万

2,500立米の搬入を行っております。今後、8万3,000立米の予定でございます。

次に、2つ目の御質問でありますが大雨、豪雨等の対策についての御質問をいただきました。今回、中島畑、藤波ダムグラウンドの仮置きにつきましては、流失防止のため、周囲は耐候性土のうを設置しているところであります。また、経塚採石場につきましては、残土処分地として盛り土を行っておりますので、のり面保護工として、のり面強化のための粘質系土砂盛り土及び植生工並びに雨水排水工の設置を行っております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 大体3カ所ということで伺いました。今年度までが計画でということ、今年度もうなくなってしまうということですかね、現時点は。ということでよろしいということですね。特に藤波ダムとかは何か、何ですかね、グラウンドゴルフ場の陳情とか、そういったのもありまして、あそこ、かぶっていたと思うんですけど、あの土砂を置いているところですね。いつまでこれを置いているのかというのが、ちょっと話伺っておりませんでしたので、今年度までということ、現時点はなっているということだけ伺いたい、了承したいと思います。

あわせてところで、防災対策はきちっととっているということでございますので、これだけの大雨でございますので、流される危険性というのは十分あります。ただ、置いている場所は、民家から離れているところ、安全性を担保したところに置かれているんだろうと思いますので、今後も、こちらのほうは確認をしていきたいと思います。特に、ちょっと確認というような形で質問をさせていただきました。

これで、私のほうの一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了いたしました。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。13時より再開します。

午前10時55分休憩

午後1時00分再開

日程第2. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第2、議案質疑を行います。

議案第49号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それでは、議案書、28ページをお願いいたします。

議案第49号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

表中の説明でございます。級については、その他、路線番号2000、路線名、宮田・二ノ上線、起点、吉井町鷹取1116番1、終点、吉井町鷹取1023番1でございます。別途、資料を配付しておるところでございます。A4版3枚つづりでございます。

今回の市道認定につきましては、鷹取工場団地内の道路の認定の案件になるところでございます。

別紙資料の3枚目になります。位置図のほうを添付しておるところでございます。

今回の市道認定につきましては、鷹取工場団地のうきは市の区画、約10ヘクタールの北側に位置する新しい新設の道路の認定でございます。道路延長につきましては329メートル、幅員10メートルでございます。幅員の構成につきましては、車線、路肩を含めまして片車線4メートル、それと南側に歩道2メートルを設置する、新規の道路認定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 今、説明で、久留米・うきは工業団地での初めての道路認定でございますが、ほかに、うきは市領分で、あと予定されている認定があるのかどうか確認させてください。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今回、この工場団地に伴います認定につきましては、この路線だけでございます。今回の市道認定につきましては、既存、この図面、位置図でいきますと左側でございますが、既設の1級市道の樋ノ口・八龍線を起点にいたしまして、東のほうに行く新しい道路、これが329メートル、終点側については、こちらについては、既設の市道でございます、その他市道の大町・上冠線、これに接続する認定ございまして、今回、工場団地の新設に伴います新規の認定については、この路線1本でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 議案書、29ページをお開きください。

議案第50号コミュニティセンターの指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせる施設として、吉井コミュニティセンター、うきは市吉井町983番地1、指定管理者に指定する者を吉井地区自治協議会、指定する期間を令和元年7月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

吉井コミュニティセンターは、るり色ふるさと館の開館と同時に移転することとしているため、現在の建物の指定管理を6月30日で解除し、指定管理者に吉井地区自治協議会を指定するものです。指定管理者の選定に当たっては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、施設の性格、規模等を考慮し、設置目的に沿った効果的な管理運営を行うため並びに地域の活力を管理運営に生かすことが必要と判断されるため、公募によらず、引き続き、吉井地区自治協議会を選定しております。また、指定期間については、コミュニティセンターは3年ごとで更新を行う予定であります。ほかの地区コミュニティセンターの指定管理期間の終了期を合わせるため、令和3年3月31日までの指定期間と予定しているところです。

以上で、説明を終わります。

失礼しました。議案の朗読をいたします。

29ページ、議案第50号コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

1番の指定管理者に管理を行わせる施設として、コミュニティセンターとわかりますが、うきは市吉井町983番地1というのは、この吉井コミュニティセンターだけなんですか。それとも、るり色ふるさと館なのですか。もう少し何か、地目といいますか、指定すべきではないかなという気がいたしますが、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） うきは市吉井町983番地1というのは、るり色ふるさと館全体の施設が建っておる土地になります。駐車場も含めて、1筆ですね、大きい土地になっております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） そうしますと、大ホールとか管理人さんの部屋とか、あるいは大
刀洗との広域連合とかの部屋もありますので、少し矛盾というか、するような気がするんですが、
このような表記でいいのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 前回の、うきは市自治組織条例の地番というところになり
ます。前回、自治組織条例を改正していただきましたので、その地番というところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 吉井コミュニティセンターについても、るり色ふるさと館につ
きましても、建物の所在している土地が吉井町983番地の1ですので、住所は同じになってま
います。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 3回目ですので。

ということになりますと、例えば逆に吉井自治協議会が、この番地の全てを指定管理しなきゃ
いけないんじゃないかという疑義が生じた場合は、どのようになるんでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 吉井自治協議会が指定管理を受けますのは、うきは市吉井町
983番地1に所在する吉井コミュニティセンターということになります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） るり色ふるさと館で、11のコミュニティセンターでは唯一、
市の施設の中の併設になります。この指定管理料、当初予算に上がってる、全額上がっておりま
すが、指定管理料が幾らなのか答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 吉井地区の自治協議会の指定管理料ですけれども、当初予
算では133万9,000円を計上しております。今は、前の自治協議会の施設に入っております
ので、4月にお支払いしてる金額は、前の施設を使うところで指定管理料はお支払いしてあり
ます。7月から今度は新しいところに移りますので、ちょっと電気代がふえる予想でございます。
よって、7月に入りまして、また7月から3月までの分を計算しまして、お支払いをする予定に
しております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） これ、まだ確定してないということですね。この指定管理が議
決された後に指定管理料は設定するということですね。はい、なら、その結果についてはまた後
日お願いします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号うきは市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

議案書、30ページをお願いいたします。

議案第51号うきは市森林環境譲与税基金条例の制定について。議案の朗読は省略をさせていただきます。

基金条例につきましては、31ページに記載のとおりでございます。この森林環境譲与税基金条例につきましては、平成31年4月1日に新たに施行されました森林経営管理法の成立を踏まえて、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされ、私有林、人工林面積、林業就業者及び人口に応じて、今年度から市町村に森林環境譲与税として譲与されるものであります。これにつきましては、その分を基金に積み立てるためでございます。

うきは市への譲与額は、令和元年度の991万9,000円から段階的に増額をされ、令和15年度から3,347万9,000円の見込みとなっております。

設置の目的につきましては、第1条の設置にありますように、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるためでございます。基金の活用方針につきましては、第6条処分、市長は、第1条の設置目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができるというところで、具体的には、効果が高い間伐等の森林整備、地域の課題に取り組んだ森林の調査、森林経営管理の円滑な運用のための取り組み、公共建築物の木造、木質化や木製品の導入など木材利用を促進する取り組み、最後に、市独自で行う、森林の有する公益的機能に関する普及啓発活動等に活用をしていく計画でございます。

以上で、説明は終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） この環境税のこの資料もいただいておりますので、この概要とどうか、制度そのものについては理解をいたしております。

よかったら市長にお尋ねしたいんですけども、この配分の基礎ですね、配分の基礎、国が決めたものをここで議論してどうするということじゃございませんが、やはり森林組合の総会等々で話を聞きますと、この配分について、いろいろ思いもあるようでございます。

それで、いただいた資料の2ページになると思うんですけど、今度の譲与税で前借りしながら5年間やるんですが、この市町村の配分が、まず、私有林の人工面積が10分の5、総額の9割に対して、1割は都道府県に入りますから。それから、林業就業者数に応じて10分の2です。最後が人口案分になってますね。やはり山を守るという、このうきは市もその唯一1つの林業を主体としているところがございますが、どうしても皆さん気になるのが、人口案分というのが結局、人口の多い都市部のほうに3割行くという、この考え方がどういうことなのか、市長が勉強されてますでしょうから、この考え方がわかったら御答弁いただきたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 森林環境譲与税の配分については、議員御指摘のとおりでありまして、その3割を人口比になってます。

最初、この話を聞いたときに、すごく違和感を覚えたのは、やはり福岡市が人口の——今回、聞いてまして、福岡市が断トツにこの譲与税が多いということが非常にちょっと違和感を覚えたところでありまして。

この10分の5、10分の2、10分の3のこの割合については、残念ながら、ちょっと国の意図については、ちょっと承知をしてないところでありまして。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 承知してないということですが、何らかの機会で、いろいろ話も、今後スタートしますので、この配分についても、いろいろ御意見もあろうかというふうに思っております。

これは国の1人、該当者1,000円の年額で支払われるものでございますが、片や福岡県は、福岡県のみならずでありますけれども、我々500円を県の環境税で支払いをいたしております。この福岡県の分は、配分じゃなくして、その使途に従って交付措置で、申請による交付措置というふうになっておりますので、この県のほうのこの使途についても、いろいろ異論もございます。その辺を含めてでありますけれども、これはもう、お願いになりますけれども、その辺も市長として、ある程度やっぱり森林を守るという、非常に今、人手の問題、人員、人材の確保問題等々、大変な実態でありますので、その辺は、ひとつ機会あるごとに市長のほうからも、あるべきを申し上げて、少しでも、やっぱりこの当事者に原資が回っていくようにお努めをいただきますようお願いを申し上げますところですが、何かコメントがありましたら、お願いして終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の基金に認めていただければ、先ほど課長のほうから説明があったように、使途が、かなり幅広い使途に使えます。大きくは森林整備と森林整備の促進に分かれるんですが、森林整備の中でも、人工林以外でも、竹林、放置竹林対策にも活用できますし、ある

いは耕作放棄地の森林化の使途にもできます。そして、森林整備の促進については、人材育成とか担い手確保、あるいは木材利用の促進、普及・啓発と、実に幅広い使途ができますので、今、議員御指摘のように、この配分について、このように、うきはの場合、市の面積の半分が森林でございますので、そういう地理的環境なんかについては事あるごとにまたお話をして、要望活動等も進めていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。

議案書、32ページをお願いいたします。

議案第52号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読は省略いたします。

次のページ、33ページをお願いいたします。新旧対照表は27ページになります。

うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。今回の改正でございますが、働き方改革関連法の制定によります労働基準法の一部改正の趣旨並びに国家公務員におきましては、人事院規則で超過勤務命令の上限の措置が講じられたことを踏まえまして、本市におきましても、総務省の通知に基づき、市職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関しまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表により、説明をさせていただきます。27ページでございます。

第7条の改正でございますが、正規の勤務時間以外の勤務命令の上限を定めるなど所要の措置を定めるため、第7条第3項といたしまして、「前項の規定に関するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を追加する一部改正を行うものでございます。なお、勤務時間、時間外勤務を命ずることができる上限等につきましては、事前にお配りしておりました、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正（案）に記載のとおりでございます。なお、本条例は、公布の日から施行としております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 少しお尋ねをいたします。

今回の条例改正は、3項を追加するということであります。実質的には、規則で定めるという項目になりますので、資料として配付された規則の内容について、第8条以降に追加される文章をもとに少し質問させていただきますけれども、よろしいですかね。

今回は、こういう手続で条例の改正ということになるわけですが、庁舎内で、この件に関して、働き方改革も含めて、どういった手続を経て条例改正に至ったのか、その経緯が伺いたいというのが1点目あります。

それから、大もとの働き方改革のところで、いろいろ話題になったのがインターバルの問題だったというふうに思ってます。結果的には採用されなかったわけですが、その辺の検討時の討議について、特に対象となる方の労働管理というか、という視点からすると、ある意味で非常に大切な点でもあるかというふうに思ってます。その辺で、庁舎内でどういう議論があったのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今申し上げましたけれども、現在の職員数が、昨日だったと思いますけど、200人程度ということだったと思いますけども、そのうち対象者がどの程度になるのかというふうに3点目をお尋ねしたいと思います。

それから、今回の改定を検証する、一番下のところに検証をすることが書いてあったというふうに思いますが、それは今現在、労働安全衛生委員会というのがあるかと思うので、そこがベースになるのかどうか、ちょっと確認をしたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、今回の条例改正の手続でございますが、やはり一番は、国の法律の改正と、あと、国家公務員も対象となります人事院の改正、それを受けまして、今回、総務省の通知により、各地方自治体におきましても改正の手続となっております。

庁内での手続でございますが、今回の法の改正及び今回の条例の改正につきましては、管理職会等で今回の条例が遵守できるように事前に手続等のほうも各全職員に対して通知を行っているところでございますし、今後、そういう月45時間、年360時間を超えるような場合におきましては、毎月、そういう対象者となる者につきましては、ヒアリング等を行いながら適切に対応していくところで考えておるところでございます。

それと、職員230人中、対象者ということでございますが、対象者につきましては、昨年度該当したということになるんでしょうか。ああ、そうですか。（発言する者あり）はい。今回の年間360時間を超えた職員につきましては、昨年度でございますけど、約12名ございました。今後――済みません、失礼いたしました、29年度です。30年度につきましては、まだちょ

っと出ておりません。29年度につきまして、12名となっております。

今後、先ほど言いましたように、チェックにつきましては、毎月45時間を超える職員につきましては、該当者と管理職を合わせたところでヒアリングを行うことにしておりますし、年度中間におきまして、いろいろ結果、年度途中での結果についてもヒアリングを行うこととしております。いろんな、今回45時間を超えるような該当者も出てくるかと思えますけど、そういう部分につきましては、どういうものが原因になっているかとか、そういうのは注意深く分析を行いながら、今回の条例改正の趣旨を踏まえられますように今後もチェックを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それで、大事なのは、この規則の中でも第3項に書かれておりますけども、うきは市は三六協定を結んでいないのかどうか、改めて確認したいと思えます。というのは、労使間の関係で、きちんとその辺の説明、あるいは実際に実施に移すに当たっての合意形成という意味からすると、そここのところが1つのハードルになっていると思えます。

従来であれば、三六協定のところは上限なしで仕事ができた。本来、労働基準法では、1日8時間、週40時間というふうに大もとは決まっているわけですがけれども、今回の改正点について言えば、それを超えることが可能だということが、ここに新たな法律として設定されるわけですね。そうすると、今までの労働基準法に基づいてされていることが変わってくるということになると思う。特に、この間、指摘されているのは、他律的業務とかって言われる部分、あるいは特別業務というんですかね、そういったのも含めて、あるいは、ここに示されているのは、災害時のところも含めて書かれているわけですね。そういったところも踏まえて、やはり職員、自治体の職員の法律が変わるということは、民間に与える影響も極めて大きいというふうに思っています。そういう意味で、民間のところは逆に残業不払いだとか、そういったものはいろいろあって、そういったところも今回の法律の改正のところでは、上限規制が必要だとかということに言われています。だけど、実際に80時間が労働災害のところでは非常に問題だというふうに言われていますけども、80時間に達しなくても、亡くなられる方も含めて、いるわけですね。それを今回、改めて年間で360時間で、上限規制で言えば100時間ってなってるんですね。やっぱりこれは、きちんと議論をするべきではないかなというふうに思うんですけど、そこはいかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、最初の御質問でございます。三六協定の締結についてでございますが、うきは市におきましては、まず、今現状としましては、三六協定は締結をしておりません。現業職についてが三六協定の対象になるかと思ひまして、現業職を外しますと、一般職に

については、三六協定の対象外となっておりますので、現状では三六協定を締結しておりませんが、今後、そういう働き方改革とか、そういう趣旨もございますので、その三六協定について必要な場合になれば、また検討をしていくこともあるかというふうに考えております。

それと、月45時間を超えて100時間までという部分が、特殊な災害とか、あと、伝染病が起こったりとか、いろんな部分で例外規定として100時間までというふうにしております。確かに100時間を超えるとといった、死につながるような時間外の労働とかになりますので、極力そういうふうにならないように、先ほど申しましたように、毎月毎月、職員の時間外については、人事部局でチェックをしながら、いろんな対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、今回、この月45時間、月100時間につきましては、今回の法律、人事院とかの改正を踏まえまして改正をさせていただいておりますが、そこまでいかないうような対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 最後になります。

この案については、所管のところになるかと思っておりますので、その辺は少し議論いただいて、どういうあり方、仕事のあり方、市長がいつも言っているのが、ワーク・ライフ・バランスというふうなこともおっしゃってます。きのうの一般質問の中でも、職員の年間の働く残業時間が10時間程度というふうに、きのう、おっしゃってたような気がしましたがけれども、それも含めて、働いている方、部署別に多分違うと思うんですね。そういったところで重点的にどういう対応をしていくのかというところは、今後も引き続き、検討をしていただきたいというふうに改めて要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 昨日、一般質問をいたしまして、超過勤務のことを学校の教職員を中心にお尋ねしたんですけれども、いただいた資料からも、教頭の実績とか一般職員の実績がありました。この場に教育委員会の課長2人、参加してありますし、教育長も参加してありますが、教育委員会管轄の部分について、これは、そのまま適用されるとは思わないにしても、準用、準じて適用されるような気がいたしますが、それについては、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今回の条例につきましては、うきは市の職員が対象の条例となっております。学校現場での教職員につきましては、福岡県のほうが条例を定めているかと思っております。

ので、そちらが教員につきましては対象になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それで、市の場合は、衛生委員会できちんと実態をつかんで対応をされているわけですが、心情的に言えば、同じうきは市で働きながら、市の場合はできると。しかし、教職員については、残念ながら、組織も違いますし、責任の所在もありませんでしたし、方向性もなかなか決まっていなくて、非常に不利益をこうむっているんじゃないかなというような気がいたします。

したがって、市が本当に全市的に取り組むとするならば、多分これは市長への質問になると思いますが、学校の設置責任者は市長にあると思いますが、その点について市長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨日の議員からの一般質問の折にも教育長のほうから答弁されてますように、今、学校現場におきましても、働き方改革、さまざまな取り組みをなしていただいておりますので、我々、今回の提案は市職員でございますが、学校の教職の現場に当たっても同じような形でしっかりと働き方改革を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今の市長の発言を尊重いたしまして、その取り組みにつきましては、また9月議会で、どの程度進捗したかをお尋ねしたいと思っておりますので、ぜひ市長がトップとなって取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より、重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思えます。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、令和元年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第47号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,847万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,095万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月14日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。合併特例事業を3,040万円増額をいたしまして、限度額を4億9,910万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。内容につきましては、歳入、22款市債で説明をさせていただきます。

以上になります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

補正予算書、22ページをお願いいたします。

22ページ、2款1項7目財政調整基金費、25節積立金991万9,000円の増額補正であります。先ほど森林環境税の中で説明しました森林環境譲与税基金条例に基づいて、譲与税全額を森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

以上です。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井です。

同じく22ページ。

2款1項14目地域コミュニティ推進費です。一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業の一般コミュニティ助成事業に申請しておりましたが、補正上限額250万円が認められました。今回は、妹川地区、新川地区、田籠地区、小塩地区自治協議会の要望を聞きまして、15節工事請負費167万1,000円及び備品購入費127万9,000円の合計295万円の増額補正を行うものです。入札などで295万円を下回るとは思いますが、250万円を超える分については、各自治協議会から負担金をいただくこととしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） これは、理解をしているのが、この宝くじ事業の250万円の限度額を市が一括して事業主体となって、これを、250万円をいただいたということですかね。これを計画的に自治協議会を輪番的に、資料もいただきましたよね。

ちょっと質問させていただきたかったのが、今、自治協議会は、ほぼ、今、高齢者のよりあいも含めて、あそこの、まだ折り畳みの台、足をみんな高齢者はもう、足を投げ出して、早く椅子のほうにかえてほしいという言葉がいつも機会あるごとにお聞きをします。これが11の自治協議会、それから、それぞれに自治協議会、地域の中の主たる公民館あたりというからも要請は相当あっていると思うんですよね。これしようと思っていると、どれだけ時間がかかるやろうかということですけども、わずか250万円を毎年、1年に1回だと思えますよ。何回ももらうのかどうか知りませんが、そういうことでもう、高齢者の対応というものを、手厚くする必要はないにしても、ある程度スピードも必要だと思うんですよね。

今、石井課長としては、これを回していきよったら、大方どのくらいのスパンの中で、いろんな諸問題を解決するというのが頭の中の計画の中にどうあるのか。もう文章あたりに、きちっと計画書に描かれてそういう考えをしているのか。なかなか金がないからできないのはわかるけど、こんな長い、1年にこれだけのことがずっとめぐっていくという時間を考えたときに、必要などきに、そういうものはもう不可能だという感じもするんですが、所管課長としてどう考えるのか、まずお聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） この事業は、平成28年度に、まず、御幸と千年地区を申請しております。そのときは、両地区採用されまして、250万円の2カ所ということで500万円が認められております。その後、毎年、二地区の自治協議会の申請を行っておるところですけども、やはり近年、一地区の250万円というところでは認められておりません。今回は、姫治地区全体でおおよそ250万円ぐらいの要望でしたので、もうまとめて姫治地区は申請しております。

今後ですけども、今年度申請が大石地区と福富地区を予定しております。これが二地区認められればよろしいんですけども、近年でいくと、一地区かなという予想です。その後は、吉井地区、山春地区という順番にはなっております。山春地区が終わりますと、ちょっと一通りになりますので、今のところ、この順番で考えております。

あと、備品の中身については、やはり和室で使える座卓の椅子というのが結構、やはり高齢者に対しては要望が高いのかなと思っておりますので、あと、自治協議会のほうからも、自治協議

会に対する備品というのは、うきは市が購入することになっておりますので、自治協議会のほうの備品としては考えておるところです。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 申し上げたいのは、現実的な今、うきは市の考え方というのは、そういうことは理解はしております。あくまでもコミュニティセンターは市の財産ですから、市がやることも承知をしております。

話を聞いてますと、もう、とにかく順番を待たないかと。そして、うちは何番目げなばい、これはもう、とても、そんな話なんですよ。だから、申し上げたいのは、もう市のほうは、これに係る原資は250万円。500万円の場合もあったけど。これの宝くじの250万円、それから民都資金あたりも、もう、いよいよ、ほかの個性あるまちづくり事業の原資あたりも厳しいやないですか。だから、しっかり市長ともお話しいただいて、やっぱりよりあいとか地域包括システムを片や進めながら、実態は、そういうこともあるんですよ。

だから、もう少し現実を掌握して、見てしないと、前の瀧内課長がスタートした、そのままの継続、延長でいいという話じゃないということを行っているんですよ。だから、現実をどうするかということをしっかり企画立案して、財政課長、それから副市長、市長に話して、そういうものを実現する知恵も出していかんと、ただ当たり前という固定観念でやってもろては、やはり時期的なタイミングを失って、ほとんど意味をなさないようなことを私は申し上げておりますので、そういう仕事を、ひとつ、やっていただきたいということでございます。答弁は要りません。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款5項統計調査費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 補正予算書、23ページをお願いいたします。

2款5項4目農林水産統計調査費481万円の増額補正でございます。この調査は、2020年農林業センサスに係るものでございます。農林業センサスは、統計法に基づきます基幹統計調査として、国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備する等の目的で5年ごとに実施されているものであります。今回は、2020年2月1日を基準日として行われるものです。本年4月1日付、県調査統計課より、本センサスの公布内示を受け、予算計上するものでございます。

予算の主なものにつきましては、1節報酬375万円、調査員及び調査指導員の報酬でございます。125名分を予定をしております。7節賃金83万2,000円、臨時職員1名を予定を

しております。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1点お聞きします。

調査指導報酬3万円掛け125人。どういう方々にお願いする予定でありますか。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） この調査員につきましては、市のほうに調査指導員として登録していただいている方及び農業に精通しているということで、農事組合長であるとか、そういった方々にも御相談をさせていただきながら、できるだけ円滑な進め方ができるようにしていきたいと思っております。あわせて公募等も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

125人ということですが、対象の件数は何件であるのか。それから、農林業センサスと言われましたけど、わかりませんので、少し、どのような調査内容を教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、調査につきましては、5年前の調査客体数をもとに積算をしております。5年前が3,772件の調査客体に対しまして1,462件、当時100名の方の調査員をお願いしておりました。今回の要求につきましては、その分の125名で、少し多目でございますけれども、要望しております。先ほど説明が漏れておりましたけれども、財源、国庫支出金ということで、481万円は全額、国のほうから来る交付金になります。

それから、センサスの中身ということでございますけれども、まず、調査に先立ちまして、5アール以上所有している方、もしくは山林で1ヘクタール以上所有している方々を調査客体として選定をいたします。その後、その方々が、耕作面積が30アール以上である方、もしくは販売等を行っている農家、これに絞りまして実際の本調査に入ります。

活用の目的につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料ということで国・県のほうに報告をしていくこととなります。また、今後の農業政策等にも、この件数等は活用していく計画でおります。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 済みません、私、農業とか林業してませんので、その調査内容について、主なもので結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） この方の、まず、家族形成から始まりまして、経営の面積等も調査の対象になります。具体的な項目につきましては、全部で15項目ございます。経営の形態、世帯の状況、農業経営の特徴、経営耕作地の面積、農業用機械等の所有、農業労働力、農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、林業労働力、育林面積などになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款5項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

補正予算書、24ページをお開きください。

3款1項2目国民年金事務費でございます。7節賃金14万6,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、消費増税にあわせ始まる年金生活者支援給付金の業務に係る臨時職員の賃金として上げさせていただいております。1名一月分でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。よろしくお願いたします。

補正予算書、25ページをお願いいたします。

3款2項6目一般保育所費、13節委託料794万1,000円の増額補正でございます。10月からの幼児教育無償化に伴うシステム改修費について、年度当初は詳細な内容が示されていなかったため、3歳以上児保育料の一律無償化に対するシステム改修費を概算で見込んで予算計上させていただいていました。しかし、4月に入り、副食費の一部負担や低所得世帯の副食費の免除、3歳未満児の住民税非課税世帯の無償化など事業の詳細が示され、それに対応するため、このような増額補正となりました。

なお、このシステム改修費用につきましては、全額国庫補助となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 補正額794万1,000円か、国庫支出900、一般財源がマイナスの、これをちょっと説明してください。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 一般財源の113万4,000円ですが、当初予算の時期につきましては、幼児教育無償化に伴う実際のシステム改修費について、まだ行政説明がございませんでした。4月以降になりまして、行政説明でシステム改修費につきまして、基礎額と加算額という形で全額国庫補助となりましたので、このような対応となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

補正予算書、26ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、13節委託料105万9,000円の増額補正でございます。保健課食育健康対策係で行っております乳幼児健診、住民健診、予防接種などの各種事業の管理を行っております保健情報システムの改修委託料でございます。

システム改修の内容といたしましては、本年度より、成人、大人の風疹の予防接種が法律で定める定期接種に位置づけられたことに伴い、うきは市におきましても、本年度当初予算に予防接種委託料並びに抗体検査の委託料を計上いたしているところでございますけれども、この予防接種が風疹の感染拡大防止のための国の緊急対策であるため、当初予算要求の段階では事務手続等に関する国のガイドラインがまだ作成されておらず、市町村に示されたのが本年2月下旬でございましたので、そのガイドラインに基づいて行うこととなりますシステム改修に係る予算が当初予算では計上することができず、補正にて今回、予算計上をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 27ページをお願いいたします。

6款1項8目農地費、13節委託料3,000万円の増額補正でございます。財源は全て国庫財源となっております。13節委託料、防災減災計画策定委託料2,000万円につきましては、ため池の保全、避難対策の推進のためのハザードマップの作成でございます。この事業は、令和2年度までの事業でございます。防災重点ため池については、来年度までに作成を計画しております。

また、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料1,000万円につきましては、ため池整備推進のための耐震性点検調査を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） きょうも組坂議員がメイン的に切実なる一般質問を行った重要な項目でもあります。これはもう、国からの全て国庫の資金をもって、ため池等の災害に対処するものでございます。

答弁の中に、これは全家庭に配布するという答弁もあったというふうに思っております。まず、これは、どういう業者のほうに委託をするのかをまずお聞きをしておきたいと思っております。それで、防災減災の委託料が2,000万円、それと耐震点検等が1,000万円、合わせて3,000万円、国費でもございますけども、なかなかこれをつくって各家庭に配布しても、なかなかこれを見る人がいないということでありまして、今度の防災に関しては、特にそれが全国的に指摘をされるところでもありますので、国の政策で、これもぜひ大事なことであることはわかるけど、なかなかつくっても、この効果というのは、なかなかそれだけのものは見込めないのじゃないかという気がしますので、せっかくこういうものを、防災のマップも含めて、私はもう重要な位置に置いておりますけど、その辺の、つくって配布をして、どうするかという危機的な位置づけは、農林というよりも石井課長の防災のほうだというふうに思っておりますので、しっかり連携してやらんと、これも捨て金になっていく気がします。まず、そのあたりは、農政課長にお聞きと石井課長にお尋ねをします。まずは、どこにこの業務を委託するのかから答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、どこの業者にとということでございます。一般のコンサルティング会社のほうに入札で計画をしております。

また、配布につきましては、全世帯ということではなくて、そのため池に関係する周辺という

ことになろうかと思えます。ただ、ホームページあるいは自治協議会では、少し広範な形での情報公開になろうかと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） マップのことで、ちょっと意見、意見といいますか、言いたいと思いますが、うきは市総合防災マップというのがございます。平成27年4月に発行しているものですね。こういうやつでございませけれども、これを今年度更新するという作業を今しております。8月末で一応でき上がりの予定でございませ。ため池についても、この総合防災マップのほうに入れまして、なおかつ、その一覧表といいますか、それをつけるようにしております。農林振興課とは連携とりながら進めていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） これはもう総務産業委員会のほうで十分御検討いただくものというふうに思いますが、老婆心ながら、あれは何年前やったですかね、7号災害、朝倉のときだったですか。吉井の福富のため池が何カ所ありますかね。避難指示が出た話も、さっきの組坂議員のところでもありました。そして、避難指示の避難というのは、福富のコミュニティに、ため池の下を逃げて逃げろと言わんばかりの非常にまずい対応があったというのは、これは教訓から改善をされているというふうに思います。

だから、石井課長のほうが、ため池の被災に関係するであろうというのに配布、それはそれで結構であります。それであっても、もうなおし込んで、いざというときには何もそこに残らないということ、これは仕方ないことの反面はあるけど、これだけ行政が努力してあれしても。ただ、やっぱりそこんにきを、しっかり個々人に配ると同時に、コミュニティ、やはり、何ですかね、それぞれが自主防災組織、そのあたりをしっかりと喚起する1つの素材として大いに活用する方向でしっかり取り組んでいただきたいと思います。でないと、もう、この予算が終わって、つくったなら、配ったらということが、行政が終わらないように、くれぐれもお願いをいたしておきます。よろしゅうございませしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 特に行政区あるいは自治協議会あたりには、継続した張りつけができるようなことでのお願いも重点的にさせていただきたいと思っております。また、家庭への配布につきましても、防災のレベル関係の表現なんかも変わりましたので、かなり市民の意識も上がってきているというふうに思っておりますので、市民協働推進課とも連携して、そういったことができるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先日、私、御幸校区ですが、今ちょうど防災の話が出たので、ちょっと市長にお願いですけど、合所ダムの放流に対してのチラシが回ってきました。各戸、多分1枚ずつじゃったんじゃないだろうというと思いますが、回覧板と一緒に。その中で何か、御幸校区だけは防災無線で何とかというて書いとったですね。詳しくは読んでないですけど。

実際のところ、御幸校区よりも山北のほうが土地が低いんですよ。今、山北地区あたりには、そういう防災で知らせるのかなという思いでおります。ダムが切れん限り、普通の一般放水だつて、この前、6年前か7年前のときも、もう山北がほとんど広がってます。それからまた隈上川に戻ってきて御幸もやられましたけど。山北地区は、どんなふうに防災無線は活用するのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 各自治協で、遠隔操作で防災無線を使うことが可能となっておりますので、山北のほう、山春のほうも、そういう形で可能となっております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

1点目は、午前中の組坂議員の質疑の中で、全てのため池の数を141カ所というふうに述べられましたが、この防災、特に耐震性点検では全てなされるのかというのが1点。

それから、2点目が、きょう、防災、地域防災計画をいただいて、ため池のことが少し説明されたのですが、後ろのほうにある、土砂防災区域の地図のコピー並びに、その前にあります、自然現象で土石流とか急傾斜地崩壊とかあるんですけども、このため池については、このような一覧表が作成されるというふうに考えてよろしいのか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、耐震性点検・耐震化対策整備事業につきましては、異常があると認められるため池について実施をするもので、全てを行うものではございません。ただ、ハザードマップにつきましては、防災重点ため池は全て来年度までに作成の予定でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 8月末に、うきは市総合防災マップというのができ上がります。それには、重点ため池32カ所の追加をしております。それと、土砂災害区域も追加で5カ所する予定にしております。

それと、質問とはちょっと違いますけれども、浸水想定区域というのも、この総合防災マップ

には記載されておりますけれども、その区域の見直しもされておりますので、できましたらまた皆様方に周知したいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 午前中の質問でも、ため池については県が行ったということで、市がされてないということになりますと、やっぱり実態把握が不十分のままではないかというふうに思っております。したがって、委託料、業者が決定いたしましたら、ぜひ市の職員のほうも立ち会ってしていただかないと実態がわからないままになるのではないかなと思いますので、その辺の取り組みについてお尋ねをしたいと思っております。

それから、一覧表につきましては、私自身も、ため池、一つ一つ知っているわけではありませんけれども、やはり31カ所でいいのかどうかはわかりませんが、特に市民が使う生活道路とか公共施設等、あるいは、の部分とかに隣接してあるため池について、やはり31カ所に限らず、この防災計画の中にやっぱり挙げていくべきではないかなと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、昨年の一斉点検の関係でございますけれども、主体は県が行っておりますけれども、市も連携をして点検を行っております。

また、今後——ちょっと済みません、質問を失念いたしましたので、2点目をもう一度ちょっとお伺いすることができませんでしょうか。申しわけありません。

○議員（5番 竹永 茂美君） この、きょういただいた地域防災計画の後ろのほうに一覧表とかありますので、そのほうに、ぜひ、1点目で、市も連携して点検したということでもありますので、載せていただきたいという要望なり、そういう考えがあるのかということです。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 総合防災マップというのを更新するものですが、これに一覧表は載せる予定にしております。

先ほど、32カ所の予定にしておりますけれども、さらに危険な箇所があれば、次回また更新していくという流れになっております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 補正予算書、28ページをお願いいたします。

28ページ。6款2項2目林業振興費346万1,000円の増額補正であります。財源につ

きましては、基金の充当及び県からの返還金でございます。13節委託料290万円及び18節備品購入費50万円につきましては、森林環境譲与税基金を活用するものです。

まず、13節の市町村森林経営管理事業委託料190万円につきましては、現在、経営管理が実施されていないおそれのある森林を抽出し、その森林の現況調査及び森林所有者に対する意向調査等を行い、林業経営者への再委託の検討を行うものです。また、木製品等作製委託料100万円につきましては、道の駅内にありますウキハコ等に、地域材を活用した木育用品及び机等の製作委託でございます。

18節備品購入費50万円につきましては、6次産業化センターに地域材を活用した整理棚等の購入でございます。

23節償還金、利子及び割引料6万1,000円につきましては、平成28年度に実施いたしました荒廃森林整備事業による間伐実施箇所について、森林所有者から伐採及び転用の届け出があったため、所有者と締結した協定に基づいて県への返還金が生じたためでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課長の樋口でございます。

補正予算書の29ページをごらんください。

7款1項2目商工業振興費でございます。補正額1億7,206万円でございます。これは、ことしの10月1日から消費税が10%へ引き上げになり、住民税非課税の所得の低い方及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するプレミアム付商品券の交付事業でございます。

主な支出は、賃金291万1,000円、これは、福祉の関係で3名の方を7カ月間臨時雇用する経費でございます。

役務費の439万2,000円のその他手数料259万2,000円は、店舗にお金を使った分だけ振り込むときの振込手数料を銀行に払う分でございます。

委託料の688万2,000円の中で、臨時福祉給付金システム改修委託料436万7,000円、これは、この交付、プレミアム付商品券の発行事業が臨時福祉交付金をベースにしたシステムの改定になりますので、それを改修する費用でございます。その下の、プレミアム付商品券発券窓口委託料185万3,000円、これは福岡県が音頭をとっていただいて、商品券の発行窓口をゆうちょ銀行にする予定で進めておりますが、その委託料でございます。

19節負担金、補助金及び交付金の1億5,710万円は、プレミアム付商品券の交付金事業となります。こちらにつきましては、子育て世帯の分と住民税非課税の所得の低い方への発券の交付金となります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 国がやると、何でこんなに複雑になるのかがよくわかりません、正直なところ。そこはそれとしてありますけれども、付託になるので、そこはそこで配慮して、ちょっと質問だけさせていただきます。

1つは、対象者がどのくらいなのかということと、非課税世帯の基準額って、今うきは市がどの程度の所得額になるのか教えていただきたいということですね。

それと、これは来年の3月末までですけど、使用期間がそういうことですよ。使える期間が。福岡県で実行委員会をつくって、10万円負担ということになって、これも、それが期間は今年度限りで終わるのか、業務がですね、その辺のところをちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 2点目の非課税の計算につきましては、税務課長から答弁します。

最初の、対象はどのくらいいるかということで、試算によりますと、所得の低い方、住民税の非課税の方が7,100人です。その7,100人の80%が希望するだろうということで予算を組んでおります。あと、子育て世帯は600人を予定しておるところでございます。

先ほどの実行委員会の件なんですけど、3月まで使用と、今、議員が言われたんですが、今年度で終わらせるために2月までの使用としております。そうしないと、繰り越しになってしまいますので、今年度で終わらせるために、2月までの使用で、今年度1回切り、ことし1回限りでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 住民税の非課税の、私のほうはちょっと条件を申し述べたいと思います。

一般的な所得要件でいきますと、前年の合計所得が基準になりますけども、28万円掛け扶養家族の人数プラス1に、扶養者がいる場合は16万8,000円を加えた金額、これ以下になった方については非課税ということになります。

あと、非課税は、ほかにもありまして、これは、一応、均等割、所得割、かからない方というのが、生活保護法の生活扶助を受けている方、あと、障害者、未成年者、寡婦で前年の合計所得が125万円以下の方という要件もございます。これとあわせて、先ほど言いました、前年中の所得、合計所得が28万円掛け扶養者の数プラス1、プラス16万8,000円を加算した金額、これが基準となります。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 要は税務課が、ことし御苦労されて、税金の案内、説明についてホームページに載っておりますので、そこを参考にすればいいということ、今、説明は多分その話に載ってますので、確認いたします。

要は、最低のところで言うと、80万円、75万円か80万円ぐらい、その間だったと思います。それから、125万円って、そういう意味で、そういう所得になるかなというふうに思う。対象者については、ちょっと改めて、数字もちょっと確認してみたいとは思いますが、80%で一応発券する予定ということで、1億2,560万円やったっけな、1億2,560万円か、ということでしたですね。

それで、それと、もう一つ聞きたいのが、これで終わりますけども、使用可能な店舗数を現在の程度登録になるのか、その辺の扱いについて、ちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 今回のプレミアム付商品券の発行する際の店舗につきましては、これまでやってきました、経済効果を出すための商工会に委託した分が商工会会員さんとこに限定されてましたけども、今回は、幅広く使いなさいという国の指導がございまして、商工会の会員だけでなく、大手の、あの辺の千年のスーパーとか、あの辺にも御協力を願いたいとは願っておりますが、実際に、このプレミアム率と会社の、あるいは都合がございまして、一応、前回よりも広い店舗で、予定としては300店舗を目指してやっていこうという形でやっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 済みません、あんまり聞くとあれですけど。

要は、じゃあ、小さい店舗も含めて、そうすると徹底しないといけませんね。もう今6月ですから、そういう意味では期間が短いような気がします。大変だと思いますけども、周知して漏れのないよう、うちは扱っておりませんということが、あるのかどうかということがちょっと心配なので、その辺をどうされるのかということだけ、短くて結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 漏れがないとか、DVにとかの影響がないとか、今いろんな課題がございますが、商工会と連携しながらやっていきたいと思えます。よろしゅうございますか、はい。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1つは、対象者の80%が希望されるだろうというような説明がありましたが、これは、対象者については、市のほうから全員に行くのじゃなくて、一応案内があって、市のほうに希望を出した方の発行というふうになるのかというのが1点です。

それから、2点目は、昨日、児童、幼児の虐待の件数を聞いたときに、今、延べで65件ぐらあったんですが、いわゆる戸籍のない子供さんとか、そういうことは、実態とかの把握はされているんでしょうか。もし戸籍等がなければ、これに該当しないような気がいたしますので、その辺はどのように捉えてあるかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 対象者の80%というのは、国の指示でございます。

これにつきましては、保健課から対象者の把握をして、希望調査を行うようにしております。

先ほどの戸籍のないという件ですが、住民票に基づいてやらないと国からの補助が出ませんので、住民票に基づいてやるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ということは、戸籍のない方はおられないという理解でよろしいんでしょうか。うきは市においては。

○議長（櫛川 正男君） 戸籍のない。

○議員（5番 竹永 茂美君） ないということは、戸籍もないということ。違うんですか。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 子育て世帯の対象者についてでございますけれども、対象が、令和元年6月1日に住民登録、平成28年4月2日から令和元年6月1日生まれの児童とか、3歳半までの住民登録に基づいて対象者が決まっておりますので、戸籍のない子供さんにつきましては、御案内の送付の対象にはなっておりません。

以上でございます。

戸籍のない子供さんにつきましては、今ちょっと、きっと、今、虐待の案件等で相談をしておりますので、現在のところ、うきは市で戸籍のない子供さんはいらっしやらないかとは思えます

が、確認してまた回答をさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 予算書、30ページ。

9款1項2目非常備消防費でございます。消防庁では、平成30年度第2次補正予算から3カ年に限り、緊急対策として消防団設備整備費補助金を臨時特例的に創設しております。この事業を使いまして、消防団等が使用している移動系無線機が老朽化しておりますので、入れかえを行いたいと考えております。また、チェーンソーもあわせて購入を考えております。18節の備品購入費として、デジタル簡易無線機を50台、553万3,000円、チェーンソー5台、30万8,000円の合計584万1,000円の増額補正を行うものです。財源としましては、国庫補助金3分の1の194万6,000円、残りの市負担分には、特別交付税として8割が措置されることとなっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課の瀧内でございます。

31ページでございます。

10款2項1目、50万円の増額補正でございます。内容につきましては、豊田小児科の豊田様より、子の卒業記念として吉井小学校に寄附の申し出がっております。学校として備品の購入を予定をしておりますので、備品購入費を増額補正をするものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。

予算書の32ページをお願いいたします。

10款4項7目生涯学習センター建設費、補正額3,206万7,000円でございます。
13節委託料293万3,000円、15節工事請負費2,913万4,000円となるものでございます。財源の内訳といたしまして、合併事業特例債3,040万円、一般財源166万7,000円でございます。内容といたしましては、当初予算におきまして、解体と設計監理委託料969万6,000円、工事請負費5,996万3,000円を計上し、生涯学習センターの解体による駐車場整備を御承認いただいたところでございますが、今回、駐車場整備の計画を変更し、生涯学習センターとプール施設を解体し、プール施設を含めた、るり色ふるさと館全体の駐車場整備を行うため、増額補正をお願いするものでございます。

変更理由といたしましては、以前より、プール施設と吉井歴史民俗資料館は同時に解体するよう計画しておりましたが、吉井歴史民俗資料館には国指定の重要文化財が保管されており、その移転につきましては、文化庁との協議等が必要となり、5年ほどかかる場合もあるとのことでございます。よって、駐車場を確保するためにも、プール施設と吉井歴史民俗資料館の同時解体を分けて考えることにいたしまして、今回、プール施設を含めた、るり色ふるさと館全体の駐車場整備をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、鑑水議員。

○議員（7番 鑑水 英一君） 今、課長がおっしゃったとおり、当初予算で設計委託料が、解体に対して予算が200万円、駐車場に対して769万6,000円、工事費3,500万円、解体ですね、駐車場整備2,496万3,000円。それ、60台分となっております。

それが、私は今度の設計監理委託料をちょっと質疑で聞こうかなと思ったけど、けさほど解体の公告が出ておりました。予算は、きょう発表ですよ。1,067万400円という予算書が出ております。それと、この旧生涯学習センター解体工事1,469万9,000円、ちょっと400万ほど違いますが、これは、本日の説明で、採決は常任委員会のほうに回りますが、最後の25日だと思います。それでもう、それ前に、こういう公告の資料、出たということは、ちょっとこれをお聞きしたいんですがね。

それと、当初の解体には、プールの上のブロック解体が入っております。その差し引いた、例えば当初予算と補正予算をくくめた予算書、予算書となるのか、資料かな、そういうのを各常任委員会のほうに出していただきたいんですがね。これはちょっとわかりません。例えばブロック塀がマイナスしたとか、そういったもの。予算書を見ないとわからんですけど。ちょっとこれについて御説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 今回、プールの解体を行うために補正予算を上げたわけなんですけども、その理由としては、どうしても駐車場が不足をいたしますので、1台でも多くの駐車場を確保したいということで、生涯学習センターの解体よりも先に先行してプールの解体を行って、行った後に幾らかでも駐車スペースがとれることとなりますので、その中で生涯学習センターの解体のための作業路についても、できるだけ北側の土地を使って作業路を設けるというようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。そのためには、どうしてもプールの解体を別発注で先行させていただきたいということで、入札業務について、既存の予算で予算の確保はありますので、先行、入札業務を先行させていただいた上で、契約については、この議会が終了後に契約をさせていただくというような条件で入札を行うところで準備をさせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） 御意見はわかりますよ。わかりますが、例えば、この金額が否決された場合は、どんなにしますかね。これ、業者にはもう発注してますよね、公募。これ、6月1日より、とび土工が、28年やったかな、私が言ったの、それ以外の解体工事業が入って、解体工事業の言葉が入っております。

それと、今言いよる駐車場の件はわかりますが、これ、何台ぐらいの駐車場になるんですかね。

それと、こういうやり方、契約は後でしょうが、一番下に書いてますよね、「うきは市6月議会において、本工事着工の承認を得ることを契約締結の条件となる」ということが書いております。それはそれでいいですけど、例えば、こういう予算が決定する前にもう上げていいのかな。ちょっと、ちょっと私、疑問に思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 予算が通って実施するべきというか、そのほうが好ましいというのにはございますが、全く予算がない中では、これは実施はできないと思っておりますが、既存の予算がある中で、それを充用させていただいて入札業務を行うということはあると思っておりますし、その中で、予算が通らなければ、これについては無効になるという条件を示させていただいたところでございます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） プール解体時における台数は42台を確保するものとしております。

それから、プールの上部だけを解体するようにはしておりましたので、その差額というものは、ちょっと今、資料は住環境建設課のほうから出していただきたいと思いますけれども、今、私が手元にありませんので、わかりかねます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） このプール解体、今回、プールの解体に公告を出しております。この金額といいますのは、地上部から上にある分、周りは雑石、それからプールのコンクリートの解体、そういったものの数量で今、解体の工事概算予算を出しておるところでございます。実際、その予算との差額というふうなところはございますけれども、実際、解体が、始めてみないと、中にどういった何があるかわからないと。ひょっとしますと、もう全体的にコンクリート躯体が入っているということであれば、これはかなりの産廃処分料がかかるというところがございます。

現在、設計、発注しておりますものとしたしましては、実際、今、見えている部分といいますか、雑石積み、それからコンクリートの躯体、ある程度の想定をした数量で設計を組んでおるといふふうなところがございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） この設計監理委託料は、今度の補正には上がってますが、この公告前の設計に上がってないということは、この設計監理というのは、駐車場に対する設計監理料ですかね。だと私は判断します。

それで、もう何度言っても一緒ですけど、あと、委員長、常任委員長、所管のほうで付託されますので、この件につき、書類等をお受け取りください。よろしいですかね、課長。整理した、補正予算の整理した資料をいただきたい。あとは何かございますなら答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 資料提出いいですか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） プールの解体について一言お願い、お願いというか、聞きたいところ、質問がありますが、たしかプール周りは間知石でずっとしとると思うたばってんか。詳しくは見てねえけど。今、間知石は、ほとんどとりよらんですね。日田あたりも全部やめとって。あれは多分、売ったら、売るとやなかろうかと私は考えよりますが。そうせんともう、片づけ賃で逆に金かかりますから。1回、公募をかけてみてくれんですか。間知石。コンクリートやらよりも品がよかですよ、あれ。

それと、駐車場整備に関して、ここの駐車場を見てみるとわかるばってん、ここ、1本線ですね、区分けが。今はほとんど、何というか、大型店舗あたりは全部、あれ、ドアあけても当たらんごとですよ。割と幅がとりよりけんで。やっぱりその方法でやってもらいたいと思いますが、1本線やったら、片側に寄せてしまうともう出られんし、もう出られんときは、ドンち、ぶつけるし、トラブルのもとになるとじゃなかろうかと思ひよります。いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） プール周りの構造ですが、議員が言われますように、間知石、

雑石でございます。恐らく空積みであろうというふうに想定はしておりますけれども、これがもし練り積みでありますと、一般土砂ということで産廃処分をかけなければなりません。間知石、20年の災害のときにはもう石がなくて、本当に欲しい材料ではございましたけれども、今のところ、コンクリートの解体というところで、一般土砂というところでの産廃処分を予定をしておるところでございますが、そういった再利用の活用ができるようになれば、またその時点で解体業者のほうと協議はしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

済みません、それと、駐車場のラインですかね、これにつきましては、今回、先行してプールを解体いたします。そして、9月の何日ですか、筑同研の大きなイベントが終わって、生涯学習センター本体の解体工事に入るわけでございますが、その全体の解体が終わりました、それこそプールの跡地、それから生涯学習センターの跡地、既存の駐車場、こういったところを一体的な駐車場計画をしております。当然、その駐車場のライン等につきましては、そういった御提案があれば、そういったところも検討の材料というところで、全体計画のところでは計画をといひますか、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） いろいろ聞いていて、何で可決するまで待てなかったのかということちょっと、3回終わっているの、聞かんといかんのじゃないかなと思ひ、聞かせてもらいます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 現在のスケジュールで考えておりますスケジュールは、7月最初から解体工事に入りまして、工期を7月、8月の2カ月間で、8月末にはプールの解体を終えたいというふうに思っております。9月の初旬ですかね、生涯学習課長、14日は、何ですか、（発言する者あり）筑同研の総会がうきは市であるということで、1,500人規模の参加者があるということもございます。少しでも駐車場を確保させていただきたいということで、このような対応をとらせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 何か、今、見ていたら、期限は9月何日かになっているということで、何でそう急ぐのか、6月議会でちゃんと待っていても間に合うんじゃないかなと思うんですけど、いろいろ前——もう余り言いたくなかったばってん、前も、いろいろ情報も流れているし、議会は無視されているのかなと。やれば、もう通っていくだろうと。中でやっているんじゃないかなと疑われても仕方がないんじゃないかなと思っておりますけど、そのところを市長はどう考えているか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本来ならば、議員御指摘のように、しっかり予算が認められて執行すべきところでありませぬけれども、我々の執行形態として、十二分に予算の裏づけがあった中で、条件付きの契約というのは手続上ございませぬ。そういうことで、どう言うんですか、全員協議会でも議員の皆さん方に、しっかりそちらのほうは説明させていただきましたけれども、9月の行事なんかを想定して総合的に判断して、こういう対応をさせていただいているところでありませぬ、決して議会を軽視しているとか、そういうことではなくて、しっかりした法的手続というか、条件付き手続に入っているということをお理解いただければと思ひませぬ。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めませぬ。これで10款4項の質疑を終ひませぬ。

次に、14款予備費及び歳入については、一括しての説明を求めませぬ。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 33ページでございませぬ。

14款1項1目予備費、771万7,000円の増額補正になります。

次に、歳入です。13ページをお開き願ひませぬ。

2款3項1目1節森林環境譲与税991万9,000円でございませぬ。基金条例の制定で説明をしたとおりでございませぬ。

次に、14ページです。

15款2項2目2節、子ども・子育て支援事業費補助金907万5,000円。歳出予算、3款2項6目一般保育所費で計上しましたシステム改修費に対する補助になっておひませぬ。

同じく3目1節、緊急風しん抗体検査等事業費補助金184万6,000円。歳出予算、4款1項2目で計上しました保健情報システム改修費等に対する補助になります。

同じく7目1節、プレミアム付商品券事業費補助金5,422万4,000円。歳出予算、7款1項2目で計上しましたプレミアム付商品券事業に対する補助になっておひませぬ。

次が、15ページです。

15款3項2目1節、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金14万円。歳出予算、3款1項2目国民年金事務費に計上しました臨時職員に対する補助になっておひませぬ。

次に、16ページでございませぬ。

16款2項5目1節、防災減災計画策定補助金2,000万円。耐震性点検・耐震化対策整備計画策定補助金1,000万円。いずれも歳出予算、6款1項8目農地費で計上しました委託料に対する同額の補助金になっておひませぬ。

同じく9目1節、消防団設備整備費補助金194万6,000円。歳出予算、9款1項2目非

常備消防費で計上しました備品購入費に対する3分の1の補助になっております。

次に、17ページでございます。

16款3項1目5節、農林業センサス事務委託金481万円。歳出予算の2款5項4目で計上しました農林業センサス事務費に対する同額の県委託金になります。

次に、18ページでございます。

18款1項2目2節、教育費寄附金50万円。歳出予算、10款2項1目で計上しました備品購入費の財源になっております。

次に、19ページです。

19款1項1目1節、財政調整基金360万円。森林環境譲与税基金340万円。森林環境譲与税基金は、歳出予算、6款2項2目林業振興費で計上しました委託料と備品購入費の財源になっております。

次に、20ページでございます。

21款5項1目1節雑入1億2,861万1,000円。コミュニティ助成事業助成金250万円は、歳出予算の2款1項14目地域コミュニティ推進費に対する一般財団法人自治総合センターの助成金になります。コミュニティ助成事業地区負担金45万円は、事業費と助成金の差額を地元が負担するものになっております。荒廃森林整備事業費交付金返還金6万1,000円は、歳出予算、6款2項2目林業振興費に計上いたしました返還金の転用者からの受け入れ分になっております。

プレミアム付商品券売上代1億2,560万円。購入されたプレミアム付商品券の売上代金になります。

次に、21ページです。

22款1項7目1節、合併特例事業債3,040万円。歳出予算、10款4項7目に計上いたしました旧生涯学習センター等の解体工事費、駐車場整備工事費の追加費用に対する市債になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。これで議案第47号の質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり、付託することに決しました。

日程第4. 追加議案の上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、追加議案の上程を行います。議案第56号1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日は、1件の議案を追加提案いたしたいと思っております。

議案第56号は、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定についてであります。うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターにつきましては、7月より施設の運営を開始する予定で準備を進めてきたところでございましたが、福岡県北筑後保健福祉環境事務所との協議、衛生管理対策等に時間を要し、指定管理者の公募が5月にずれ込んだことで、6月議会当初での議案上程ができない状況となりました。しかしながら、6月11日に公募型プロポーザルにより、指定管理者の選定作業が整いましたので、本議案に追加提案するものでございます。

以上、追加提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より、改めて御説明をいたします。この議案は、市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時03分散会
